

平成25年賃金構造基本統計調査

調査票記入要領

厚生労働省大臣官房統計情報部

「賃金構造基本統計調査」にご協力ください

厚生労働省では、毎年7月に「賃金構造基本統計調査」を実施しています。この調査は、賃金の実態について、性、年齢、学歴、勤続年数、職種、雇用形態（正社員、正社員以外等）、就業形態（一般労働者、短時間労働者）などの労働者の属性と、産業、企業規模、地域（都道府県）などの事業所の属性で、構造的にとらえる調査です。

調査は、「統計法」に基づき、国の基本的かつ特に重要な統計調査として「基幹統計」に指定されています。

調査票について

調査票は、事業所票（緑色）と個人票（青色）の2種類があります。回答は、事業所票「(4) 企業全体の常用労働者数」を除くすべての事項は、貴事業所の状況についてのみお答えください。

厚生労働省ホームページに掲載されている調査票（エクセル形式）を使用して調査票作成を希望される方は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）のトップページ上段の「統計情報・白書」より「各種統計調査」→「統計調査実施のお知らせ」→「平成25年賃金構造基本統計調査にご協力ください」に掲載しているフォーマット（Excel）をダウンロードしてご活用ください。その際は、16ページの「6 配布された調査票以外で作成する場合の注意点」を参照してください。

また、よくいただく質問をQ & A形式で掲載しておりますので、ご記入の際に参照してください。

問い合わせ先について

本調査についてのご質問は、調査票の提出先となっている都道府県労働局又は労働基準監督署、若しくは厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室までお願いします。

目 次

1	調査の対象となる範囲	2
2	調査対象期間	2
3	事業所票の記入の仕方	2
	都道府県番号・事業所一連番号・産業分類番号.....	2
	「(1)事業所の名称及び所在地」.....	3
	「(2)主要な生産品の名称又は事業の内容」.....	3
	「(3)事業所の雇用形態別労働者数」.....	3
	「(4)企業全体の常用労働者数」.....	5
	「(5)新規学卒者の初任給額及び採用人員」.....	6
	「個人票の枚数」.....	7
4	抽出労働者（個人票に記入する労働者）の選び方	7
5	個人票の記入の仕方	8
	都道府県番号・事業所一連番号.....	8
	「(2)労働者の番号又は氏名」.....	8
	「(3)性」.....	9
	「(4)雇用形態」.....	9
	「(5)就業形態」.....	9
	「(6)最終学歴」.....	9
	「(7)年齢」.....	10
	「(8)勤続年数」.....	10
	「(9)労働者の種類」.....	10
	「(10)役職番号」.....	11
	「(11)職種番号」.....	11
	「(12)経験年数」.....	12
	「(13)実労働日数」.....	12
	「(14)所定内実労働時間数」.....	12
	「(15)超過実労働時間数」.....	13
	「(16)きまって支給する現金給与額」.....	13
	「(17)超過労働給与額」.....	14
	「(18)通勤手当、(19)精皆勤手当、(20)家族手当」.....	14
	「(21)昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」.....	14
	「備考」.....	15
	給与が年俸で支払われている場合の注意点.....	15
6	配布された調査票以外で作成する場合の注意点	16
7	調査票記入後の点検の仕方	16
8	調査票の提出	17
別表1	労働者抽出率一覧表.....	18
別表2	調査の対象となる役職・職種一覧表.....	21
参考1	調査の対象となる役職・職種解説.....	23
参考2	満年齢・勤続年数早見表.....	48
参考3	関係法令の抜粋.....	49

1 調査の対象となる範囲

- ※ 事業所票の記入に当たっては、特にことわりのない限り、貴事業所の状況についてお答えください。貴事業所が会社の本社であっても、事業所の「常用労働者数」、「臨時労働者数」、「新規学卒者の採用人員」は、本社（会社全体ではありません。）のみの状況についてお答えください。
- ※ 個人票の記入対象となる労働者は、正社員であるか否かにかかわらず、調査対象期日に貴事業所に雇用されている労働者のすべてです。事業所票に記入していただいた事業所の「常用労働者数」と「臨時労働者数」から、調査に必要な労働者（抽出労働者）を賃金台帳等から**無作為に選んで個人票を作成してください**。抽出労働者の選び方は、7ページをご覧ください。

2 調査対象期間

- ※ 調査票の記入に当たっては、**6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在）の状況**をお答えください。
- ※ 個人票「(13) 実労働日数」や「(16)きまって支給する現金給与額」などは、**6月分として算定している1か月間の状況**をお答えください。
 - 注1) 5月分を6月に算定して支給している場合は、7月に算定した6月分についてお答えください。
 - 注2) 給与締切日の定めがある場合には、5月の最終給与締切日の翌日から6月の最終給与締切日までの1か月間となります。例えば、6月30日に最も近い給与締切日が6月20日であれば、5月21日から6月20日までが調査対象期間となります。
- ※ 個人票「(21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」は原則として**昨年1年間の状況**についてお答えください。

3 事業所票の記入の仕方

- ※ 事業所票は4枚複写となっています。調査票に直接記入しない場合（ゴム印等を使用）は、2枚目、3枚目、4枚目（4枚目は貴事業所で保管）の記入もれがないように注意してください。配布された調査票以外で作成（厚生労働省ホームページからダウンロードしたエクセルファイル等）した場合は、お手数ですが、3枚印刷して提出してください。
- ※ 記載を訂正した場合でも、**訂正印を押す必要はありません**。

都道府県番号・事業所一連番号・産業分類番号

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号		
		大	中	小

あて名の下に印字されている12桁の文字列（数字とアルファベット）を転記してください。

「(1) 事業所の名称及び所在地」

(1) 事業所の名称 及び所在地	
	連絡先電話番号 ()-() 番 (内線 番) 記入担当者氏名

※ 所在地は、現住所をもれなく記入してください。

注) 事業所の名称や所在地があて名と異なる場合は、事業所票の「備考欄」に「名称変更」又は「所在地変更」と記入してください。

※ 調査票の内容について、後日確認させて頂く場合がありますので、記入担当者氏名及び連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

「(2) 主要な生産品の名称又は事業の内容」

(2) 主要な生産品の名称 又は事業の内容	
--------------------------	--

※ 貴事業所における主要な生産品の名称（製品名や商品名）等を含めて**具体的な事業内容（畜産食料品製造業や水産食料品製造業等）**を記入してください。

「(3) 事業所の雇用形態別労働者数」

① 事業所の常用労働者数

区 分		常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常用労働者 常用労働者には ・ 期間を定めずに雇われている労働者 のほか、 ・ 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者 及び ・ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上貴事業所に雇われたもの を含みます。	正社員・正職員	人	1	人
	男			
	女			
	正社員・正職員以外			
	男			
	女			
常用労働者計				

② 事業所の臨時労働者数

区 分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に貴事業所に雇われた日数がいずれかの月において17日以下であるもの)	人	1	人

※ 6月30日現在で貴事業所に雇用されている労働者について、それぞれの区分にしたがって数えます。

注1) 労働者として数えない者: 取締役、理事、事業主等であって役員報酬が支払われている者(※)、

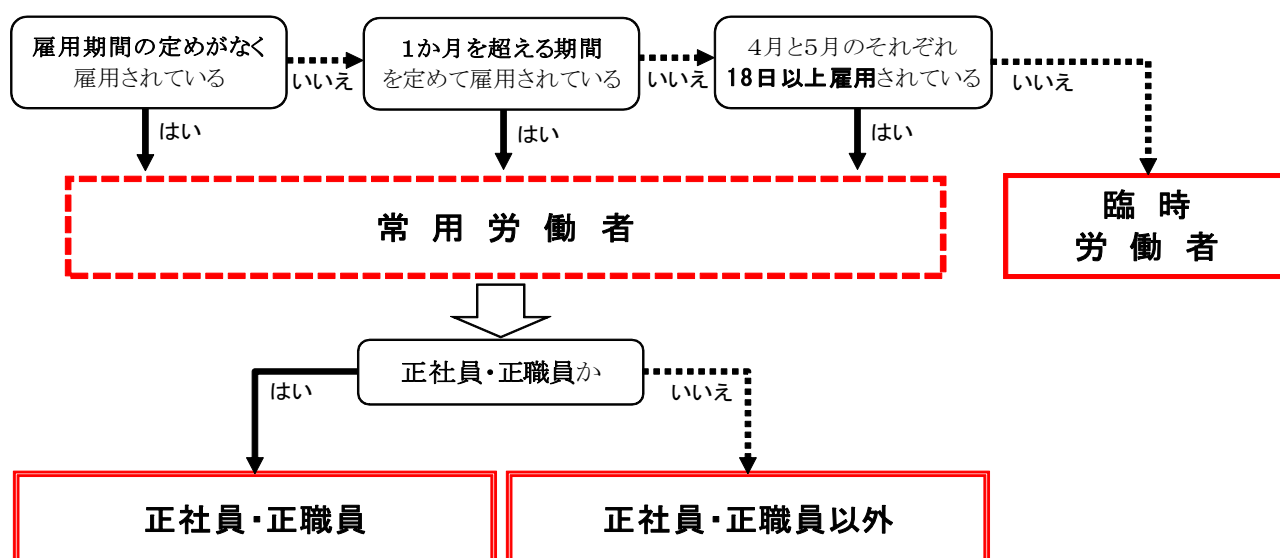
無報酬の家族従業者、海外勤務者、派遣された労働者（直接雇用関係のない者）
船員（船員法第一条の規定による）

※ 役員報酬が支払われていても、一般の従業者と同じように、仕事に従事し給与を支払われている場合は、労働者として数えてください。

注2） 貴事業所において、給与を支払っている出向労働者は、労働者として数えてください。

注3） 他社に派遣している労働者（直接雇用関係のある者）は、労働者として数えてください。

労働者の分け方



※ 「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」に該当する常用労働者数は男女別に数え、「臨時労働者数」とそれぞれ所定の欄に記入してください。

注1） 該当する常用労働者、臨時労働者がいない場合は、「0」を記入してください。

注2） 「常用労働者計」4人以下の場合は、お手数ですが、提出先の労働局・監督署にご連絡ください。

常用労働者の「抽出率」と「抽出労働者数」

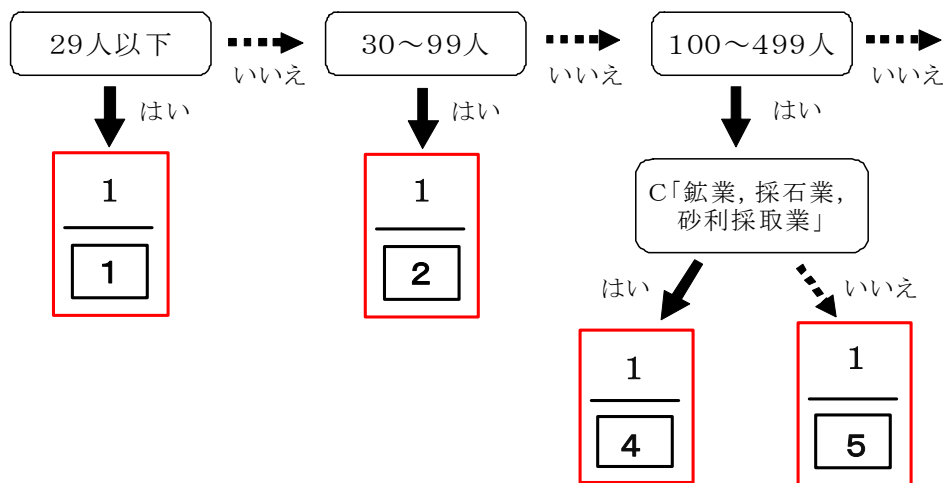
※ 抽出率は、事業所の業種（産業）と事業所の常用労働者数によって決まっています。

18ページの「別表1 労働者抽出率一覧表」をご覧ください。貴事業所に該当する抽出率を転記してください。

※ 抽出労働者数は、転記した抽出率をもとに、7ページの「4 抽出労働者の選び方」に従って得られた労働者数を記入してください。抽出率が $\frac{1}{1}$ の場合は、抽出労働者数は常用労働者全員となります。

抽出率は、該当するところの で囲まれた数字を記入してください。

事業所の常用労働者数が



臨時労働者の「抽出率」と「抽出労働者数」

- ※ 常用労働者計が5～9人の事業所ならば、抽出率は に「1」を記入してください。この場合、抽出労働者数は臨時労働者全員となります。
- ※ 常用労働者計が10人以上の事業所ならば、抽出率は に「2」を記入し、抽出労働者数は、常用労働者と同様、7ページの「4 抽出労働者の選び方」に従って得られた労働者数を記入してください。臨時労働者のうち、2人に1人が抽出労働者となります。
- ※ 臨時労働者の抽出労働者数は、最大250人までとしてください。

「(4) 企業全体の常用労働者数」

(4) 企業全体の常用労働者数 (貴事業所が属する企業全体 (本社、支社、工場、営業所等) の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

- ※ 貴事業所が属する**企業全体** (本社、支社、工場、営業所等を含めた) の常用労働者数に該当する番号1つに○を付けてください。
- 注1) 独立採算性をとっている事業所でも、同一の法人又は個人経営に属していれば、同一企業とみなしてください。
- 注2) 企業全体の常用労働者数には臨時労働者は含まれませんので、貴事業所が単独の会社 (外に事業所を持たない) であれば、「(3)①事業所の常用労働者数」の常用労働者計に該当します。
- 注3) 「(3)①事業所の常用労働者数」の常用労働者計が5～9人の事業所については、この欄で「8 5～9人」に○が付く場合のみ調査対象となりますので、この欄の「1～7」に○が付く場合は、お手数ですが、提出先の労働局・監督署にご連絡ください。

「(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員」(民営事業所のみ記入してください。)

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	万 千 百 円	人	万 千 百 円	人
高専・短大卒				
大 学 卒	事 務 系			
	技 術 系			
大 学 院 修 士 課 程 修 了				

※ それぞれの区分(学歴別、男女別)ごとに、6月30日現在、貴事業所(企業の採用者数ではありません)で新規学卒者を雇用していれば、採用人員と、1人あたりの初任給月額を記入してください。6月30日現在で雇用していなければ、記入する必要はありません。

注) 同一の学歴であっても職場、職種等によって初任給額が異なる場合は、より多くの採用者に適用される初任給額を記入し、採用人員は全員(合算した数)の人数を記入してください。

新規学卒者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専、短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、**大学医学部、歯学部及び薬学部、専修学校、各種学校(准看護師養成所、看護師養成所等)及び職業能力開発施設等の卒業者は除いてください。**

注1) 海外における大学の卒業生及び大学院修士課程修了者については、その修業年限が日本における修業年限に見合う場合は、新規学卒者とみなしてください。

注2) 新規学卒者であっても、貴事業所で働きながら、資格取得のため看護師学校、理美容師専門学校に通学するなどして、所定労働時間が一般の他の正社員・正職員よりも少ない者は除きます。

注3) 貴事業所で採用された新規学卒者が、6月30日現在で、研修機関等で研修を受けている場合は採用人数に含めます。

注4) この調査では、大学卒技術系の対象となる新規学卒採用者とは、研究開発、システム開発、プログラム開発、建築・製品設計等に従事させることを予定して採用した者をいいます。
なお、技術系に該当しない新規学卒採用者は事務系に記入してください。

※ 「初任給額」は、6月分の給与(きまって支給する現金給与額)から超過労働給与額と通勤手当を除いた額で、賞与は除きます。100円の単位まで(50円未満切り捨て、50円以上切り上げ)記入してください。

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

※ 「①貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員」を回答した事業所のみお答えください。
該当する番号のいずれか1つを○で囲んでください。

「個人票の枚数」

個人票 の枚数	枚
------------	---

※ 個人票を記入した後に、記入した個人票の枚数を記入してください。

4 抽出労働者（個人票に記入する労働者）の選び方

※ 調査が特定の人だけに偏ると正しい統計結果が得られませんので、**抽出労働者は無作為に選んでください。**

○無作為抽出の具体例

- (1) 労働者を「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」、「臨時労働者」の3つグループに分けます。
- (2) それぞれのグループごとに、労働者を任意に並べ順番を付けます。
- (3) それぞれのグループごとに、抽出労働者のスタート番号を決めます。抽出の間隔（何人ごとに抽出労働者を選ぶか）は、事業所票の抽出率によって決まります。

例えば、常用労働者の抽出率が $\frac{1}{5}$ ならば、抽出間隔は5となります。スタート番号から数えて5人ごとの労働者を抽出労働者として選び、個人票に記入していきます。

別紙早見表の例では、

「正社員・正職員」が247名（男186名＋女61名）

「正社員・正職員以外」が62名（男16名＋女46名）となっています。

18ページの「別表1 労働者抽出率一覧表」を参照し、事業所の産業（E09）と常用労働者計（309名）から、抽出率は $\frac{1}{5}$ と決めました。

スタート番号は抽出間隔（5）までの整数のうちの任意の番号ですから、くじを引くなどして決めていきます。

「正社員・正職員」のスタート番号は1

「正社員・正職員以外」のスタート番号は2としました。

同様に「臨時労働者」は27名で抽出率は $\frac{1}{2}$ なので、スタート番号は1としました。

- (4) それぞれのグループごとに、個人票に記入する抽出労働者を選びます。（①⑥・・・）

正社員・正社員の例

①・2・3・4・5・⑥・7・8・9・**10**・⑪・**12**・13・14・15・⑯・17・18・19・20・⑳・
22・23・24・25・・・・・**241**・242・243・244・245・**246**・247

注) 順番が1番目の人から、5人ごとに選びます。ただし、選んだ人⑪が育児休業や、病気などにより休職中であった場合には、その前又は後ろの番号の人（**10**又は**12**の人）を抽出労働者としてください。

同様に、「正社員・正職員以外」のグループ、「臨時労働者」のグループについても抽出労働者を選んでください。

- (5) (4) で選んだ抽出労働者の人数を、「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」は男女別に、また、「臨時労働者」は選んだ人数を事業所票のそれぞれ該当する「(3) 事業所の雇用形態別労働者数」の「抽出労働者数」の欄に記入します。

5 個人票の記入の仕方

※ 7 ページ「4 抽出労働者の選び方」により**選んだ労働者を「正社員・正職員」「正社員・正職員以外」及び「臨時労働者」別に個人票に転記**してください（**個人票に記載する人数は、事業所票の「抽出労働者数」と一致します**）。

※ 個人票は3枚複写となっています。調査票に直接記入しない場合（ゴム印等を使用）は、2枚目、3枚目（3枚目は貴事業所で保管）の記入もれがないように注意してください。

配布された調査票以外で作成した場合は、お手数ですが、2枚印刷して提出してください。

※ 記載を訂正した場合でも、**訂正印を押す必要はありません**。

都道府県番号・事業所一連番号

都道府県番号	事業所一連番号

※ 事業所票に記載した「都道府県番号」と「事業所一連番号」を、**すべての個人票にもれなく転記**します。

※ 上記「抽出労働者の選び方」に従って選んだ「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」及び「臨時労働者」について、以下の項目に記入してください。

「(2) 労働者の番号又は氏名」

※ 記入担当者が、記入した労働者が誰であるか特定できるもの（番号等）であれば、**個人名を記入する必要はありません**。役職者であれば、役職名も記入してください。

「(3) 性」

1	2
男	女

※ **全員について記入**します。該当する番号のいずれか1つを○で囲んでください。

「(4) 雇用形態」

常用労働者				臨時労働者
正社員・正職員		正社員・正職員以外		
1	2	3	4	5
期間の定め無	期間の定め有	期間の定め無	期間の定め有	臨労働時者

※ **全員について記入**します。該当する番号1つを○で囲んでください。

「正社員・正職員」で、雇用期間の定めが無ければ・・・1
雇用期間の定めが有れば・・・2

「正社員・正職員以外」で、雇用期間の定めが無ければ・・・3
雇用期間の定めが有れば・・・4

「臨時労働者」であれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 となります。

注) 「パート」、「アルバイト」、「嘱託」、「契約」等の呼称は問いません。

「(5) 就業形態」

1	2
一般	短時間

※ 「**臨時労働者**」は**記入の必要はありません**。該当する番号のいずれか1つを○で囲んでください。

「1 一般」：短時間労働者に該当しない者

「2 短時間」：短時間労働者

- ・ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ・ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

「(6) 最終学歴」

1	2	3	4
中学校	高等学校	短大	大学

※ 「(5) 就業形態」が「1 一般」の労働者は**全員記入**してください。該当する最終学歴の番号1つを○で囲んでください。

注1) **卒業した最終学歴を記入**してください。在学中の学歴は最終学歴に該当しません。

注2) 専修学校（通常、専門学校や高等専修学校と呼ばれている、〇〇情報処理経理専門学校や〇〇看護学校等）等の卒業者の最終学歴は、次のとおりです。

- ・ 中学を卒業してから2年又は3年で卒業・・・「2 高校」
- ・ 高校を卒業してから2年程度で卒業・・・「3 高専・短大」
- ・ 高校を卒業してから4年以上で卒業・・・「4 大学・大学院」

注3) 旧制小学校、国民学校卒業者は「1 中学」としてください。また、旧制中学校卒業者は「2 高校」としてください。旧制高等学校高等科卒業者は「3 高専・短大」としてください。

注4) 外国の学校卒業者など、学校名による判断が難しい場合は、通算修業年限により9年以下は「1 中学」、12年程度は「2 高校」、14年程度は「3 高専・短大」、16年以上は「4 大学・大学院」としてください。

「(7) 年齢」

歳

※ **全員について記入**します。48ページの「参考2 満年齢・勤続年数早見表」を参照してください。
6月30日現在の満年齢を記入してください。1年未満の端数は切り捨ててください。

「(8) 勤続年数」

年

※ **「臨時労働者」は記入の必要はありません**。48ページの「参考2 満年齢・勤続年数早見表」を参照してください。

6月30日現在で**貴事業所が属する企業に勤務した年数を通算して記入**してください。1年未満の端数は切り捨ててください。勤続1年未満の場合は「0」を記入してください。

注1) 会社の名義変更、分離、合併などにより、貴事業所の名称の変更や、形式的に解雇の手続が行われても、実質的に継続して勤務しているとみなせる場合には、前後の年月数を通算して勤続年数としてください。出向労働者の勤続年数には、出向元も通算します。

注2) 試験任用、見習等の期間は勤続年数に含めますが、休職期間は除きます。

注3) 定年延長等で、貴事業所が属する企業で継続的に再雇用した場合には、以前の勤続年数も通算します。

「(9) 労働者の種類」

1	2
生	管事技
産	理務術

※ **産業が、C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、H481港湾運送業で、事業所の常用労働者数が10人以上の事業所は全員記入**します。該当する番号のいずれか1つを○で囲んでくだ

さい。

※「1 生産」：物の生産や、建設作業等に従事している労働者が該当します。

具体的には、

C 鉱業、採石業、砂利採取業では採炭、採鉱、掘進、坑内運搬等作業従事者

D 建設業では建設現場作業従事者

E 製造業では製造、加工、組立て、検査、運搬、包装、保全、修理等作業従事者

H481 港湾運送業では船内、沿岸荷役作業等従事者

注) 主として監督業務に従事している労働者は「2 管理・事務・技術」に○をしてください。

※「2 管理・事務・技術」：管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究等に従事している労働者が該当します。

「(10) 役職番号」

※ **企業全体の常用労働者数が100人以上の事業所が記入**します。

該当する役職者について、役職番号を記入してください。

役職番号、役職の解説については、21～22ページの「別表2 調査の対象となる役職・職種一覧表」及び23～47ページの「参考1 調査の対象となる役職・職種解説」を参照してください。

注) 貴事業所に、役職に該当する抽出労働者が1人もいない場合は、備考欄に「該当役職なし」と記入してください。

「(11) 職種番号」

※ **すべての事業所が記入**します。

21～22ページの「別表2 調査の対象となる役職・職種一覧表」及び23～47ページの「参考1 調査の対象となる役職・職種解説」を参照して、役職者以外の労働者は、該当する職種の職種番号を記入してください。

職種一覧に該当する職種がない労働者は空欄としてください。

注1) 職種は、実際に従事している仕事の内容で記入してください。資格を持っていても、資格に関わる業務に従事していなければ該当職種とみなしません。

注2) 貴事業所において、調査職種に該当する抽出労働者が1人もいない場合は、備考欄に「該当職種なし」と記入してください。

注3) 職種番号を記入したら、**臨時労働者以外は「(12) 経験年数」も必ず記入**してください。

「(12) 経験年数」

1	2	3	4	5
1 年未 満	1 ～ 4 年	5 ～ 9 年	10 ～ 14 年	15 年 以 上

※ 「(11) 職種番号」を記入した労働者のみ記入します。

該当職種に従事している年数を通算し、該当する年数の数字に○を付けてください。

注) 経験年数は勤続年数と必ずしも一致しません。現在の職場だけでなく、**他の企業・事業所においても該当職種に従事していた場合は通算**します。1年未満は切り捨ててください。休職期間は除き、見習期間は含みます。

「(13) 実労働日数」

日

※ **全員について記入**します。

調査対象期間に、**実際に労働した1か月の日数を記入**してください。

注1) 休日労働日数は含めます。有給休暇日数は除きます。

注2) 1日の労働時間が1時間であっても、実労働日数1日として数えます。また、1日のうち何回出勤しても、その日の実労働日数は1日としてください。例えば、交替制の守衛、タクシー運転手等が、午後10時に出勤して翌朝午前6時まで勤務した場合には、実労働日数は2日とし、同じ日の午後10時に再び出勤して翌朝午前6時まで勤務した場合は、実労働日数は通算して3日としてください。

「(14) 所定内実労働時間数」

時間

※ **全員について記入**します。

調査対象期間に、貴事業所の就業規則などで定められた所定労働日に、**それぞれの労働者の所定の始業時刻から終業時刻までの間で、実際に労働した1か月の総時間数**を記入してください。

1日分の時間数を分単位で足しあげて、足しあげたものを時間単位まで記入してください(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)。超過労働時間や、休日出勤等の「(15) 超過実労働時間数」は除きます。

注1) 休憩時間は除きます。ただし、C鉱業、採石業、砂利採取業の坑内労働者に限り、休憩時間は所定内実労働時間数に含めます。

注2) タクシー運転者等のいわゆる手待ち時間は、所定内実労働時間数に含めます。

「(15) 超過実労働時間数」

時間

※ **全員について記入**します。

調査対象期間に、貴事業所の就業規則などで定められた所定労働日に、それぞれの労働者の所定の始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日に実際に労働した（早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの実労働時間数）1 か月間の総時間数を記入してください。1 日分の時間を分単位で足しあげて、足しあげたものを時間単位で記入してください（30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て）。超過労働時間がなかった場合は「0」を記入してください。

注1) 管理職（部長、課長等）で、超過実労働時間数に応じた賃金が支給されていない場合は除きます。

注2) 年俸制の場合は、15 ページ「給与が年俸で支払われている場合の注意点」を参照してください。

「(16) きまって支給する現金給与額」

万	千	百
		円

※ **全員について記入**します。

6 月分として算定された現金給与額を、**税込み額**（手取額ではなく、所得税、社会保険料等の税金を控除する前の額）で 100 円単位まで記入してください（50 円未満切り捨て、50 円以上は切り上げ）。

注1) 「**きまって支給する現金給与額**」とは、毎月同じように支給される給与をいいます。労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによってあらかじめ定めている支給条件、算定方法によって支給される給与をいい、基本給、勤続給、地域給、能率給、年齢給、歩合給、役付手当、職務手当、特殊作業手当、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、住宅手当等を含みます。また、「(17)超過労働給与額」（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等）や休業手当など労働しなくても支給される給与も含みます。

注2) 遅払いなどで支払が遅れた分であっても、6 月分として算定されているものは含めてください。

注3) 1 か月を超え 3 か月以内の期間で算定される生産報奨金、通勤手当、精皆勤手当等は、支給月が 6 月分であれば、きまって支給する現金給与額に支給全額を含めてください。なお、ベースアップによる 5 月分以前の追給は除きます。

注4) 現物支給分、役員報酬は除きます。

注5) 年俸制の場合は、15 ページ「給与が年俸で支払われている場合の注意点」を参照してください。

「(17) 超過労働給与額」

万	千	百 円

※ **全員について記入**します。

「(15) 超過実労働時間数」に応じて支払われた給与額（時間外勤務手当）を記入してください。あわせて、深夜手当、休日出勤手当、宿日直手当等も含めます。100 円単位まで記入してください（50 円未満切り捨て、50 円以上は切り上げ）。支給がなかった場合は「0」を記入してください。

注1) 時間外勤務手当については、基本給部分を含めた額を記入してください。所定内労働時間における深夜手当等については、手当部分のみを記入してください。

注2) 管理職（部長、課長等）で、超過実労働時間数に応じた給与を支給せず、それに見合うものとして実際の時間外労働に関係なく、毎月定額が手当（役付手当、管理職手当）として支給されている場合は除きます。ただし、役付手当等の名目で支給されていても、時間外労働時間により算定されて支給されている場合は、超過労働給与額に含めます。

注3) 実際の時間外労働に関係なく、毎月定額が支払われている場合は除きます。

注4) 年俸制の場合は、15 ページ「給与が年俸で支払われている場合の注意点」を参照してください。

「(18) 通勤手当、(19) 精皆勤手当、(20) 家族手当」

万	千	百 円

※ **貴事業所が、次の産業で人数の条件に該当する場合のみ記入**します。

- ・ E 製造業で貴事業所の常用労働者数が 99 人以下の事業所
- ・ I 卸売業、小売業、K 70 物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、P 医療、福祉又は R サービス業（他に分類されないもの）で常用労働者数が 29 人以下の事業所

6 月分の給与で該当する手当が支給されていれば、その額を記入してください。100 円単位まで記入してください（50 円未満切り捨て、50 円以上は切り上げ）。

注) 6 月分の給与として、3 か月分の通勤手当が支給された場合には、「(18) 通勤手当」にはその全額を記入してください。3 ヶ月を超える分が支給された場合（6 ヶ月分の通勤手当をまとめて支給等）は、記載しないでください。

「(21) 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額」

万	千	百 円

※ 「**臨時労働者**」は記入の必要はありません。

昨年 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）に支給された賞与や期末手当等の特別に支払われた給与の合計額を記入してください。100 円単位まで記入してください（50 円未満切り捨て、50 円

以上は切り上げ)。支給がなかった場合は「0」を記入してください。

注1) 賞与、期末手当等特別給与額には、以下のものを含まず。①賞与、期末手当等のいわゆるボーナス、②一時的又は突発的理由により、あらかじめ定めた労働契約、就業規則等に基づかないで支給された給与(大入袋の支給)、③労働協約又は就業規則などによりあらかじめ支給条件や算定方法を定めていても、算定期間が3か月を超えて支給されたもの(6ヶ月分の通勤手当等)、④ベースアップの差額の追給分

注2) 月々支払われた給与は含みません。

注3) 昨年1月2日以降に採用した労働者については、以下に示す特別給与額を記入してください。

①昨年1月2日から7月1日までに採用した労働者は、採用日から1年間に支給された特別給与額

②昨年7月2日以降に採用した労働者は、採用日から本年6月30日までに支給された特別給与額

注4) 転勤又は出向後1年未満の労働者については、転勤又は出向前に支給された特別給与額も含めます。

注5) 定年延長等で貴事業所が属する企業に引き続き再雇用された労働者で、再雇用後1年未満の者については、再雇用前に支給された特別給与額も含めます。

注6) 年俸制の場合は、15ページ「給与が年俸で支払われている場合の注意点」を参照してください。

「備考」

※ 実労働日数、きまって支給する現金給与額、特別給与額が他の抽出労働者又は通常毎月と比べて著しく異なる場合は、その理由を記入してください。

※ 超過実労働時間数が「0」で、超過労働給与額がある場合は、その理由を記入してください。
(例「深夜手当」等)

※ 役職及び職種に該当する抽出労働者が1人もいない場合、特別給与額の支給が1人もいない場合は、その旨記入してください。(例「該当職種なし」等)

「枚目」

枚目

※ 記入した個人票が何枚目であるかを記入してください。

給与が年俸で支払われている場合の注意点

※ 給与が年俸で支払われている場合は、次の点に注意してください。

注1) 「(16)きまって支給する現金給与額」は、1か月当たりの額(年俸額÷12)を計算して記入してください。

注2) 「(15)超過実労働時間数」、「(17)超過労働給与額」、「(21)昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」は「0」としてください。

6 配布された調査票以外で作成する場合の注意点

厚生労働省のホームページからダウンロードしたエクセル形式の調査票や独自に作成した調査票を使用する場合は、次の点に注意して作成してください。

※ 作成する調査票の部数

作成した調査票について、事業所票は**3枚1組**、個人票は**2枚1組**として提出してください。また、それ以外にそれぞれ1枚を貴事業所の控え分としてください。

※ 「(3) 性」、「(4) 雇用形態」、「(5) 就業形態」、「(6) 最終学歴」、「(9) 労働者の種類」、「(12) 経験年数」については、それぞれ**該当する番号**で入力してください。

注1) 男や女、高校卒といった**文字は入力しない**でください。

注2) **経験年数は調査票に付している番号を入力**してください。(実際の年数ではありません)

1年 未満・・・1

1 ～ 4年・・・2

5 ～ 9年・・・3

10 ～ 14年・・・4

15 年以上・・・5

※ 「(13) 実労働日数」から「(21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」までは、**すべて整数で入力**してください。

※ 「(16) きまって支給する現金給与額」から「(21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」までは、**すべて百円単位まで入力**してください。また、万や千単位の位やカンマ(,)は不要です。

※ 独自に調査票を作成し使用する場合には、**A4**の用紙で作成し、**調査項目は漏れがないよう順番どおりに記載**してください。また、個人票については、1枚当たり労働者記入欄を**20名分以下**にしてください。

7 調査票記入後の点検の仕方

※ 調査票(事業所票・個人票)の記入が終わりましたら、次の点検事項を参考に、もう一度記入内容を確認してください。

※ チェック欄のすべてのチェックが終わったら、調査票の記入は完了しました。
ご協力ありがとうございました。

調査票	点検事項	チェック欄
共通	都道府県番号・事業所一連番号が、事業所票と個人票のいずれも 同じ番号が記入 されていますか。	
共通	事業所票の「(3)①事業所の常用労働者数」の「抽出労働者数」と個人票に書かれている 常用労働者の数と内訳(性、雇用形態) は一致していますか。 また、「(3)②事業所の臨時労働者数」の「抽出労働者数」と個人票に書かれている 臨時労働者の数 は一致していますか。	

事業所票	「(3)事業所の雇用形態別労働者数」の労働者の「抽出率」は正しく記入されていますか。 →「抽出率」は、貴事業所の産業と「常用労働者計」の人数で決まります。(18～20 ページ「別表1 労働者抽出率一覧表」参照)	
事業所票	「(4)企業全体の常用労働者数」は、事業所の「常用労働者数計」と同じか、より多い区分に○が付いていますか。	
事業所票	「(5)新規学卒者の採用人員」は、会社全体の採用人員になっていませんか。 →採用人員は、 貴事業所の採用人員のみを記入 してください。	
事業所票	「(5)①新規学卒者の採用人員」から、 大学医学部、歯学部、専修学校、各種学校、職業能力開発施設等の卒業者は除か れていますか。	
事業所票	「(5)新規学卒者の初任給額、採用人員」を記入したら、②の「①の初任給額の確定状況」も記入されていますか。	
個人票	「(3)性」、「(4)雇用形態」、「(7)年齢」は、 全員に記入 されていますか。	
個人票	「(5)就業形態」の「一般」に○をつけた労働者には、「(6)最終学歴」も記入されていますか。	
個人票	「(8)勤続年数」は、 臨時労働者を除いた全員に記入 されていますか。	
個人票	「(11)職種番号」に記入したら、臨時労働者以外は「(12)経過年数」も記入されていますか。	
個人票	「(14)所定内実労働時間数」には、1か月分の労働時間が記入されていますか。 (1日分の労働時間数ではありません。)	
個人票	「(16)きまって支給する現金給与額」には「(17)超過労働給与額」が含まれていますか。	
個人票	「(13)実労働日数」、「(14)所定内実労働時間数」、「(15)超過実労働時間数」、「(16)きまって支給する現金給与額」、「(17)超過労働給与額」は、 全員に記入 されていますか。	
共通	金額が正しい桁になっていますか。(100円単位)	

8 調査票の提出

※ 調査票の点検が完了したら、次の手順で整理して労働局又は労働基準監督署より指定された**提出期日までに、調査票を提出**してください。

- ① 事業所票、個人票、それぞれ調査票の枚数を確認してください。(事業所票は4枚1組、個人票は3枚1組が「個人票の枚数」に記載した組数分)
- ② **事業所票の4枚目、個人票の3枚目**はそれぞれ「**事業所控**」となっていますので、切り離して**貴事業所において保管**してください。
- ③ 残りの調査票 (**事業所票3枚、個人票2枚**)を**一緒に提出**してください。

注) エクセル形式等で調査票を作成した場合は、お手数ですが、事業所票は3枚、個人票は2枚を印刷して提出してください。

別表1 労働者抽出率一覧表

貴事業所の常用労働者数(規模)と産業に対応する抽出率を選んでください。臨時労働者の抽出率は、20ページの2になります。具体的な抽出作業は、7ページをご覧ください。

1 常用労働者の抽出率

○事業所規模499人以下

産業	規模	100～ 499人	30～ 99人	10～ 29人	5～ 9人
全産業 (C 鉱業, 採石業, 砂利採取業を除く)		1/5	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業		1/4	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)

○事業所規模500人以上

産業	規模	15,000人 以上	5,000～ 14,999人	1,000～ 4,999人	500～ 999人
C 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業		1/90	1/20	1/10	1/8
D 06～08 建設業			1/60	1/30	1/25
E 09 食料品製造業			1/40	1/20	1/20
E 10 飲料・たばこ・飼料製造業			1/40	1/20	1/20
E 11 繊維工業			1/60	1/15	1/15
E 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)			1/20	1/20	1/15
E 13 家具・装備品製造業			1/20	1/20	1/15
E 14 パルプ・紙・紙加工品製造業			1/30	1/25	1/10
E 15 印刷・同関連業			1/30	1/15	1/10
E 16, 17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業			1/40	1/30	1/20
E 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)			1/30	1/15	1/15
E 19 ゴム製品製造業			1/30	1/20	1/15
E 20 なめし革・同製品・毛皮製造業			1/20	1/20	1/15
E 21 窯業・土石製品製造業			1/40	1/20	1/15
E 22 鉄鋼業			1/60	1/35	1/20
E 23 非鉄金属製造業			1/30	1/20	1/15
E 24 金属製品製造業			1/40	1/20	1/20
E 25 はん用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 26 生産用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 27 業務用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			1/60	1/35	1/25
E 29 電気機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 30 情報通信機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 31 輸送用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 32 その他の製造業		1/30	1/15	1/15	

産 業		規 模		15,000人 以上	5,000～ 14,999人	1,000～ 4,999人	500～ 999人
				1/90			
F 33	電気業			1/80	1/40	1/15	
F 34, 35	ガス業、熱供給業			1/30	1/15	1/10	
F 36	水道業			1/35	1/35	1/15	
G 37, 38	通信業、放送業			1/70	1/40	1/15	
G 39, 40	情報サービス業、 インターネット附随サービス業			1/80	1/40	1/15	
G 41	映像・音声・文字情報制作業			1/40	1/15	1/15	
H 42	鉄道業			1/40	1/35	1/15	
H 43	道路旅客運送業			1/40	1/40	1/20	
H 44	道路貨物運送業			1/60	1/40	1/20	
H 45, 46	水運業、航空運輸業			1/30	1/15	1/15	
H 47	倉庫業			1/40	1/20	1/15	
H 48	運輸に附帯するサービス業			1/40	1/20	1/20	
H 49	郵便業（信書便事業を含む）			1/70	1/40	1/15	
I 50	各種商品卸売業			1/40	1/20	1/15	
I 51	繊維・衣服等卸売業			1/40	1/15	1/15	
I 52	飲食料品卸売業			1/40	1/25	1/15	
I 53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			1/40	1/20	1/15	
I 54	機械器具卸売業			1/40	1/25	1/15	
I 55	その他の卸売業			1/40	1/25	1/15	
I 56	各種商品小売業			1/60	1/35	1/10	
I 57	織物・衣服・身の回り品小売業			1/80	1/40	1/20	
I 58	飲食料品小売業			1/80	1/30	1/20	
I 59	機械器具小売業			1/80	1/40	1/20	
I 60, 61	その他の小売業、無店舗小売業			1/80	1/40	1/20	
J 62	銀行業			1/80	1/40	1/20	
J 63	協同組織金融業			1/30	1/25	1/15	
J 64	貸金業、 クレジットカード業等非預金信用機関			1/80	1/20	1/15	
J 65	金融商品取引業、商品先物取引業			1/20	1/15	1/10	
J 66	補助的金融業等			1/80	1/20	1/15	
J 67	保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)			1/80	1/35	1/20	
K 68	不動産取引業			1/30	1/30	1/10	
K 69	不動産賃貸業・管理業			1/30	1/30	1/10	
K 70	物品賃貸業			1/30	1/30	1/10	

産 業	規 模	規 模			
		15,000人以上	5,000～14,999人	1,000～4,999人	500～999人
L 71	学術・開発研究機関	1/90	1/70	1/40	1/20
L 72, 74	専門サービス業（他に分類されないもの） 技術サービス業（他に分類されないもの）		1/40	1/30	1/25
L 73	広告業		1/20	1/20	1/15
M 75	宿泊業		1/20	1/20	1/10
M 76	飲食店		1/30	1/30	1/15
M 77	持ち帰り・配達飲食サービス業		1/80	1/30	1/20
N 78	洗濯・理容・美容・浴場業		1/40	1/40	1/10
N 79	その他の生活関連サービス業		1/80	1/40	1/15
N 80	娯楽業		1/40	1/15	1/15
O 81	学校教育		1/60	1/15	1/15
O 82	その他の教育，学習支援業		1/60	1/30	1/25
P 83	医療業		1/60	1/25	1/15
P 84, 85	保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業		1/40	1/20	1/10
Q 86	郵便局		1/80	1/40	1/25
Q 87	協同組合（他に分類されないもの）		1/80	1/15	1/15
R 88	廃棄物処理業		1/80	1/40	1/25
R 89	自動車整備業		1/30	1/30	1/10
R 90	機械等修理業（別掲を除く）		1/30	1/30	1/25
R 91, 92	職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業		1/60	1/25	1/25
R 93～95	政治・経済・文化団体、宗教、 その他のサービス業		1/70	1/40	1/20

2 臨時労働者の抽出率（規模は、事業所の常用労働者数の人数です。）

産 業	規 模	
	10人以上	5～9人
全 産 業	1/2	1/1 (全数)

別表2 調査の対象となる役職・職種一覧表

(ページ欄は、役職・職種について、解説しているページを示しています。)

1 役職 (企業全体の常用労働者数100人以上の事業所のみ 調査の対象となります。)

役職番号	役 職 名	ページ	役職番号	役 職 名	ページ
101	部 長 級	23	104	職 長 級	23
102	課 長 級		105	そ の 他 役 職	24
103	係 長 級				

2 職種 (すべての事業所が調査の対象となります。該当する職種がない労働者は空欄としてください。)

専門的・技術的関連職業従事者

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ
201	自然科学系研究者	25	220	栄養士	28
202	化学分析員		221	保育士(保母・保父)	
203	技術士		222	介護支援専門員(ケアマネージャー)	
204	一級建築士		223	ホームヘルパー	
205	測量技術者		224	福祉施設介護員	
206	システム・エンジニア		225	弁護士	
207	プログラマー	26	226	公認会計士、税理士	29
208	医師		227	社会保険労務士	
209	歯科医師		228	不動産鑑定士	
210	獣医師		229	幼稚園教諭	
211	薬剤師		230	高等学校教員	
212	看護師	27	231	大学教授	30
213	准看護師		232	大学准教授	
214	看護補助者		233	大学講師	
215	診療放射線・診療エックス線技師		234	各種学校・専修学校教員	
216	臨床検査技師		235	個人教師、塾・予備校講師	
217	理学療法士、作業療法士		236	記者	
218	歯科衛生士	237	デザイナー		
219	歯科技工士	28			

事務関連従事者

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ
301	ワープロ・オペレーター	31	303	電子計算機オペレーター	31
302	キーパンチャー				

販売関連従事者

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ
401	百貨店店員	31	404	自動車外交販売員	32
402	販売店員(百貨店店員を除く。)	32	405	家庭用品外交販売員	
403	スーパー店チェッカー		406	保険外交員	

サービス関連職業従事者

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ
501	理容・美容師	32	504	調理士見習	33
502	洗たく工	33	505	給仕従事者	
503	調理士		506	娯楽接客員	34

保安関連職業従事者

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ
601	警備員	11	602	守衛	34

運輸・通信関連従事者

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ
701	電車運転士	34	707	営業用バス運転者	35
702	電車車掌		708	営業用大型貨物自動車運転者	
703	旅客掛		709	営業用普通・小型貨物自動車運転者	
704	自家用乗用自動車運転者	12	710	航空機操縦士	13
705	自家用貨物自動車運転者		711	航空機客室乗務員	
706	タクシー運転者				

生産工程・労務関連作業員

職種番号	職 種 名	ページ	職種番号	職 種 名	ページ		
801	製鋼工	13	833	織布工	42		
802	非鉄金属精錬工		834	洋裁工			
803	鋳物工		835	ミシン縫製工			
804	型鍛造工		836	製材工			
805	鉄鋼熱処理工	14	837	木型工	43		
806	圧延伸張工		838	家具工			
807	金属検査工		839	建具製造工			
808	一般化学工		840	製紙工			
809	化繊紡糸工		841	紙器工			
810	ガラス製品工	15	842	プロセス製版工	44		
811	陶磁器工		843	オフセット印刷工			
812	旋盤工		844	合成樹脂製品成形工			
813	フライス盤工		845	金属・建築塗装工			
814	金属プレス工		846	機械製図工			
815	鉄工		847	ボイラー工			
816	板金工	39	848	クレーン運転工	45		
817	電気めっき工		849	建設機械運転工			
818	バフ研磨工		850	玉掛け作業員			
819	仕上工		851	発電・変電工			
820	溶接工		852	電気工			
821	機械組立工		40	853		掘削・発破工	46
822	機械検査工			854		型枠大工	
823	機械修理工	855		とび工			
824	重電機器組立工	856		鉄筋工			
825	通信機器組立工	857		大工			
826	半導体チップ製造工	41	858	左官	47		
827	プリント配線工		859	配管工			
828	軽電機器検査工		860	はつり工			
829	自動車組立工		861	土工			
830	自動車整備工		862	港湾荷役作業員			
831	パン・洋生菓子製造工		863	ビル清掃員			
832	精紡工	864	用務員				

参考 1 調査の対象となる役職・職種解説

1 役 職

101 部 長 級

○ (含まれる役職) 本社 (店)、支社 (店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部 (局) 長

× (含まれない役職) 部 (局) 長を兼ねない取締役、部 (局) 長代理、同補佐、部 (局) 次長

仕事の概要

いわゆる部 (局) 長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上 (部 (局) 長を含む。) のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、部 (局) 長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれている者は「部長級」としない。
- 3) 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部 (局) 長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部 (局) 長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

102 課 長 級

○ (含まれる役職) 本社 (店)、支社 (店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長

× (含まれない役職) 課長代理、同補佐、課次長

仕事の概要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上 (課長を含む。) のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の

程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は「課長級」としない。

103 係 長 級

○ (含まれる役職) 本社 (店)、支社 (店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長

× (含まれない役職) 課長代理、組長、伍長

仕事の概要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長級」(「職長級」の説明事項に該当するとみられる者)は、「係長級」としない。

104 職 長 級

〔C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業のみ対象〕

○ (含まれる役職) 職長、組長、班長、伍長、組頭

仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

- 1) 名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。このようないくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する者も「職長級」に含む。
- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、監督のかたわら、集団内の生産労働者と同一の作業に従事する者も、「職長級」に含む。

3) 例えば、次のような□内の者が「職長級」に含まれる。

イ課長—係長—	職長—組長—伍長—	生産労働者
ロ課長—係長—	組長—伍長—	生産労働者
ハ課長—係長—	組長—	生産労働者

105 その他役職

○（含まれる役職）

上記101～104に該当しない各役職、部（局）長代理、同補佐、部（局）次長、課長代理、同補佐、課次長等、調査役等のスタッフ、支社長、支店長、工場長、営業所長、出張所長、病院長、学校長等

仕事の概要

管理・事務・技術部門において、係員を指揮、監督する仕事（係長）及び生産部門において、生産労働者を直接指揮、監督する仕事（職長）以上の職務に従事する者で、上記の「101部長級」、「102課長級」、「103係長級」、「104職長級」に含まれる役職以外の役職をいう。

2 職 種

(注) ×(含まれない職種) として例示されているもので()内に番号が記入してあるものは、その番号の職種として扱われることを示す。

専門的・技術的関連職業従事者

201 自然科学系研究者

○(含まれる職種) 食品化学研究員、電気工学研究員、農学研究員、医学研究員、薬学研究員

×(含まれない職種) 化粧品製造技術者、大学付属研究所教授、試験工(202)、化学分析員(202)

仕事の概要

研究所、研究室などの研究施設において、専ら理学、工学、農学、医学、薬学など自然科学に関する基礎的・理論的研究、試験、検定、分析、鑑定、調査などの専門的、科学的な業務に従事する者をいう。

除 外

- 1) 大学の研究室で講義のかたわら研究、試験、調査などの仕事に従事している者
- 2) 専門的・科学的知識と手段を生産に応用する業務に従事する者

202 化学分析員

○(含まれる職種) 分析工、試験工

仕事の概要

無機化合物及び有機化合物の定性分析、定量分析、容量分析、機器分析等の化学分析の仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 金属材料の引張試験、組織顕微鏡試験などの仕事に従事する者
- 2) 専ら、分析用器材の製作、補修の仕事に従事する者

203 技 術 士

○(含まれる職種) 機械技術士、船舶技術士、航空機技術士、電気技術士、化学技術士、資源工学技術士、建設技術士、経営工学技術士

×(含まれない職種) 技術士補

仕事の概要

科学技術に関する高度の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価、又は、これらに関する指導の業務を行う者をいう。

説明事項

技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有し、文部科学大臣の登録を受けた者をいう。

機械、船舶・海洋、航空・宇宙、電気電子、化

学、繊維、金属、資源工学、建設、上下水道、衛生工学、農業、森林、水産、経営工学、情報工学、応用理学、生物工学、環境、原子力・放射線、総合技術監理の21の技術部門からなる。

204 一級建築士

○(含まれる職種) 建築士法にいう一級建築士

×(含まれない職種) 二級建築士、木造建築士、建築技術士、土地家屋調査士

仕事の概要

一級建築士の資格を有し、住宅その他の建築物の建設、改修、維持に関する計画、設計、技術指導、施工管理、検査などの技術的な業務に従事する者をいう。

説明事項

建築士法(昭和25年法律第202号)に定める一級建築士免許を有する者で、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務に従事している者をいう。

除 外

一級建築士の免許を有していても、管理的業務等上記以外の業務に専ら従事する者

205 測量技術者

○(含まれる職種) 測量士、測量士補、森林測量技術者、道路測量士、鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士

×(含まれない職種) 土木技術者、土地家屋調査士、測量作業者

仕事の概要

土地・水路・森林・鉱山・港湾・航空写真等の測量に関する計画、機械の調節、作業の実施、指導など、及び、測量に関する成果・資料のとりまとめなどの技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士又は測量士補の免許を有している者であるか否かを問わない。

206 システム・エンジニア

○(含まれる職種) システム・プランナー、システム・アナリスト

×(含まれない職種) プログラマー(207)、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

電子計算機の規模能力を考慮の上、業務を総合的に分析し、より効果的に計算機を利用できるよう、業務をシステム化するための設計をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

対象業務の目的、狙い等全体的な検討、分析から、システムの図形化、インプット、アウトプッ

ト、ファイルの内容・形式の立案等、プログラミングの前提となる部分を担当する。

したがって、知識技能は、プログラマーよりも高度なものを必要とする。

207 プログラマー

- × (含まれない職種) システム・エンジニア(206)、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

主としてシステム・エンジニアによって作成されたデータ処理のシステムを検討して、電子計算機に行わせるプログラムを作成し、操作手順書を作る仕事に従事する者をいう。

説明事項

電子計算機を利用する流れ図を作成し、プログラム言語を用いて、計算機に利用出来るように流れ図を指令コードに翻訳してプログラムを作成する。時には、簡単な業務の分析を行ったり、自ら、オペレーターの作業に従事することもある。専ら、コーディングのみを行う者も、プログラマーを含む。

除外

- 1) 専ら、電子計算機の操作に従事する者
- 2) 専ら、電子計算機を利用できるよう業務の分析等の仕事に従事する者

208 医師

- (含まれる職種) 医師法による医師
- × (含まれない職種) 医学教育者、医学研究者、歯科医師法による歯科医師(209)

仕事の概要

身体各部の疾患、機能障害の診断、治療、手術、健康相談指導及び伝染病予防等公衆衛生上必要な医学的処置を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

医師法(昭和23年法律第201号)第2条により、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医療業務に従事している者をいう。

除外

- 1) 専ら、医学的な検定、検査、診療に伴う病理、細菌に関する業務に従事する者
- 2) 専ら、臨床以外の医学教育又は研究に従事する者
- 3) 専ら、保健衛生行政の業務に従事している者

209 歯科医師

- (含まれる職種) 歯科医師法による歯科医師、歯科医院長、歯科診療所長(歯科医師)
- × (含まれない職種) 歯科衛生士(218)、歯科技工士(219)、歯科大学教授(231)

仕事の概要

歯科医師の免許を有し、歯牙とその周辺組織、

及び、口腔に生ずる全ての疾患について診断、治療、予防指導などの専門的、技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

歯科医師法(昭和23年法律第202号)第2条により、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、歯科医療業務に従事する者をいう。

歯科医師の免許を有する歯科診療所長も含まれる。

除外

大学の教授、准教授、又は、講師であって、大学付属の病院などで、学生、研究生に対して教育を行うとともに、診断、治療などの仕事に従事する者

210 獣医師

- (含まれる職種) 獣医師法による獣医師、家畜診療所長(獣医師)、と畜検査員、犬猫病院長(獣医師)、家畜検疫官
- × (含まれない職種) 畜産技術者、装てい師、獣医科大学教授(231)、食品衛生監視員、環境衛生監視官、検疫技術者

仕事の概要

獣医師の免許を有し、家畜、家きん、愛がん動物などの診療、動物及び畜産物の検疫などの専門的、技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条により、獣医師国家試験に合格し、農林水産大臣の免許を受けた者で、獣医師に従事する者をいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長、及び、動物畜産物の病原の有無について検査し、と殺処分、消毒などの取締の業務に従事する者も含まれる。

除外

- 1) 研究施設において、獣医学的知識に基づいて、動物用医薬品に関する試験、研究の専門的、科学的な業務に従事する者
- 2) 家畜の診療、動物又は、畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助業務に従事する者
- 3) 削てい、装ていの業務に従事する者

211 薬剤師

- (含まれる職種) 薬剤師法による薬剤師
 - × (含まれない職種) 薬学教育者、薬学研究者
- ### 仕事の概要

主として医薬品の調製、鑑定、保存、調剤等に関する専門的、技術的な業務に従事する者をいう。

説明事項

薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条及び第3条により、薬剤師として厚生労働大臣の免許を

受けた者で、薬事の業務に従事している者をいう。

除 外

- 1) 専ら、薬学的な試験、検定、研究に従事する者
- 2) 専ら、医薬品の製造、管理に従事する者

212 看護師

○(含まれる職種) 保健師助産師看護師法による看護師

×(含まれない職種) 准看護師(213)、看護補助者(214)、見習看護師、付添人、家政婦、保健師、助産師

仕事の概要

傷病者又は妊産婦に対する療養上の世話又は診療上の補助の仕事に従事する者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条及び同法附則第53条により、厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受け、療養上の世話、診療の補助の仕事に従事している者をいう。

除 外

医師、看護師等の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事する者(看護補助者)

213 准看護師

×(含まれない職種) 看護師(212)、看護補助者(214)、付添人、家政婦

仕事の概要

医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者又は妊産婦に対する療養上の世話又は診療の補助の仕事に従事する者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第8条により、准看護師として都道府県知事の免許を受け、療養上の世話、診療の補助の仕事に従事している者をいう。

除 外

- 1) 保健師助産師看護師法による免許を有しない者
- 2) 医師、看護師等の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事している者(看護補助者)

214 看護補助者

×(含まれない職種) 看護師(212)、准看護師(213)、付添人、家政婦

仕事の概要

医師、看護師の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事している者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法による免許を有しない者をいう。

215 診療放射線・診療エックス線技師

○(含まれる職種) 診療放射線技師、診療エックス線技師

仕事の概要

医師又は歯科医師の指示を受けて、放射線、エックス線を人体に対して照射(撮影を含む)し、照射録を作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第3条及び同法附則第9項により、診療放射線技師として、厚生労働大臣の免許を受けた者及び診療エックス線技師として、都道府県知事の免許を受けた者で、放射線(診療エックス線技師にあっては、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線)を人体に照射する業務に従事する者をいう。

216 臨床検査技師

○(含まれる職種) 臨床検査技師

×(含まれない職種) 衛生検査技師

仕事の概要

医師の指導、監督のもとに、病院、診療所で、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び心電図検査、脳波検査、超音波検査等の生理学的検査を行う者をいう。

説明事項

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第3条により、厚生労働大臣の免許を受け、上記の仕事に従事する者をいう。

除 外

衛生検査技師

217 理学療法士、作業療法士

×(含まれない職種) 視能訓練士、リハビリ技術者

仕事の概要

医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主として基本的動作能力を回復させるため、治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激・マッサージ・温熱その他の物理的手段による療法を専門的に行う仕事に従事する者、又は、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主として応用動作能力又は社会的適応能力を回復させるため、手芸・工芸その他の作業を行わせるなど作業療法を専門的に行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)による国家試験に合格し、厚生労働大臣の

免許を受けた者をいう（PT(Physical Therapist(理学療法士)の略)、OT(Occupational Therapist(作業療法士)の略)と呼ばれる。)

除 外

主としてマッサージ等の仕事に従事する者、聴能訓練、言語治療、視能訓練等のリハビリテーションなどの仕事に従事する者

218 歯科衛生士

- (含まれる職種) 歯科衛生士法にいう歯科衛生士
- ×(含まれない職種) 歯科技工士(219)

仕事の概要

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に定める歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の指導の下に歯(牙)及び口こう(腔)の疾患の予防処置に関する仕事に従事する者をいう。

除 外

歯科衛生士の免許を有していても、経理事務等上記以外の業務に専ら従事する者

219 歯科技工士

- (含まれる職種) 歯科技工士法にいう歯科技工士
- ×(含まれない職種) 歯科衛生士(218)

仕事の概要

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)に定める歯科技工士の免許を有し、歯科医師の指示の下に歯科医療用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の作成、修理又は加工の作業に従事する者をいう。

除 外

歯科技工士の免許を有していても、経理事務等上記以外の業務に専ら従事する者

220 栄養士

- (含まれる職種) 栄養士法による栄養士及び管理栄養士
- ×(含まれない職種) 調理士(503)、食品衛生監視員、食品衛生管理者

仕事の概要

献立の作成、栄養価の計算、特別治療食の調理、その他これに伴う食餌相談、嗜好調査、栄養摂取状況調査、栄養指導などの仕事に従事する者をいう。

除 外

専ら、飲食店、料亭、旅館、ホテル等において旅客又は従業員の食事の調理にのみ従事する者

221 保育士(保母・保父)

- (含まれる職種) 児童福祉法による保育士
- ×(含まれない職種) 寮母

仕事の概要

保育所、母子生活支援施設(保育室のある母子生

活支援施設に限る。)、知的障害児施設、知的障害児通園施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び児童養護施設等において、本務として在職し、児童の保育に従事する者をいう。

説明事項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4(平成13年法律第135号・追加)により、都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

222 介護支援専門員(ケアマネージャー)

仕事の概要

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるように市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

介護保険法(平成9年法律第123号)による厚生労働省令で定められた実務経験を有し、同省令に基づき都道府県知事が行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、かつ、同知事が行う「介護支援専門員実務研修」を修了して、「介護支援専門員資格登録簿」への登録および、期間の有効な「介護支援専門員証」の交付を受けた者で、専ら上記の業務に従事する者をいう。

除 外

上記法律・省令による課程を修了し、都道府県知事による登録および期間の有効な「介護支援専門員証」の交付を受けた者であっても、専ら上記以外の業務に従事している者

223 ホームヘルパー

- (含まれる職種) ホームヘルパー、訪問介護員
- ×(含まれない職種) 家政婦(父)、お手伝い、家事手伝い、ベビーシッター

仕事の概要

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者の居宅を訪問し、その者に対する入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による介護福祉士の資格をもっている者で、ホームヘルパーの仕事に従事している者も含まれる。

除 外

個人の家庭又は個人などの求めに直接応じて調

理、洗濯、掃除、介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事に従事する者

224 福祉施設介護員

- (含まれる職種) 寮母・寮父、介護(職)員、介護福祉士
- × (含まれない職種) 園長、施設長、ホーム長、ホーム管理人、保育士(221)

仕事の概要

児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、入所者の身近な存在として、日常生活の身の回りの世話や介助・介護の仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による介護福祉士の資格を持っている者で、各種福祉施設で寮母・寮父としての仕事に従事している者も含まれる。

除外

- 1) 各施設の園長、施設長、ホーム長、ホーム管理人などで、管理的業務に従事する者
- 2) 各種の施設において、専ら食事を作ったり、洗濯、掃除などの仕事に従事している者

225 弁護士

- (含まれる職種) 弁護士法による弁護士
- × (含まれない職種) 公証人、司法修習生、弁理士

仕事の概要

当事者その他関係人の依頼、又は、官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件、訴願、審査の請求、異議の申立てなど行政庁に対する不服申立て事件に関する行為その他一般の法律事務を行う者をいう。

説明事項

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく弁護士の資格を有し、日本弁護士連合会の登録を受けた者をいう。

226 公認会計士、税理士

- (含まれる職種) 公認会計士法による公認会計士、税理士法による税理士
- × (含まれない職種) 会計事務員、行政書士、弁理士、会計士補、会計士見習

仕事の概要

他人の求めに応じて財務書類の監査又は証明、財務資料の調整、財務に関する調査若しくは立案、財務に関する相談などの仕事に従事する者、及び、他人の求めに応じて租税に関する申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立て、過誤納税金の還付請求などについての代理、税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談など

の仕事に従事する者をいう。

説明事項

公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づく公認会計士の資格を有し、日本公認会計士協会の登録を受けた者、又は、税理士法(昭和26年法律第237号)に基づく税理士の資格を有し、日本税理士会連合会の登録を受けた者をいう。

227 社会保険労務士

- (含まれる職種) 社会保険労務士法による社会保険労務士
- × (含まれない職種) 中小企業診断士、経営コンサルタント

仕事の概要

中小企業の経営者や年金受給者の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続きの代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に基づく社会保険労務士の資格を有し、全国社会保険労務士会連合会の登録を受けた者をいう。

228 不動産鑑定士

- (含まれる職種) 不動産鑑定士

仕事の概要

土地若しくは建物、又は、これらに関する所有権以外の経済価値を判定し、その結果を価値に表示する業務を行う者をいう。

説明事項

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)に基づき、国土交通大臣の登録を受け、不動産鑑定士の名称を用いて不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行う者をいう。

229 幼稚園教諭

- × (含まれない職種) 助教諭、養護教諭、養護助教諭

仕事の概要

幼稚園において幼児の保育及び教育に従事する者をいう。

説明事項

幼稚園教諭の1種又は2種の普通免許状を有する者で、幼稚園教諭として幼児の教育に従事している者をいう。

230 高等学校教員

- (含まれる職種) 高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭
- × (含まれない職種) 高校溶接実習助手

仕事の概要

学校教育法(昭和22年法律第26号)にいう高等学校において、生徒の高等普通教育、専門教育、養

護及び栄養指導・管理の業務に従事する者をいう。

説明事項

高等学校教諭の専修又は1種、養護教諭の専修、1種又は2種の普通免許、栄養教諭の専修、1種又は2種の普通免許を有する者で、高等学校において生徒の教育、養護、栄養指導・管理の業務に従事している者をいう。

除外

上記の免許を有していても、専ら実技の指導、実験、実習の補助的な仕事に従事する者

231 大学教授

○(含まれる職種) 大学教授、短期大学教授

×(含まれない職種) 大学理事、大学准教授(232)

仕事の概要

学校教育法(昭和22年法律第26号)にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授する者をいう。

説明事項

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する教授、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに研究、診断、治療などの業務に従事する教授も含まれる。

除外

- 1) 大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者
- 2) たとえ教授であっても学長、学部長等の管理的業務に従事する者

232 大学准教授

○(含まれる職種) 大学准教授、短期大学准教授

×(含まれない職種) 大学理事、大学教授(231)

仕事の概要

学校教育法(昭和22年法律第26号)にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、准教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授する者をいう。

説明事項

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する准教授、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに研究、診断、治療などの業務に従事する准教授も含まれる。

除外

大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

233 大学講師

○(含まれる職種) 大学講師、短期大学講師、非常勤講師、非常勤短期大学講師

×(含まれない職種) 大学理事、大学教授(231)、大学准教授(232)

仕事の概要

学校教育法(昭和22年法律第26号)にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、学生に専門の学芸を教授する者をいう。但し、教授、准教授の地位にある者を除く。

説明事項

常勤、非常勤を問わず、大学講師の業務に従事する者をいう。

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する講師、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学の付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに、研究、診療、治療などの業務に従事する講師も含まれる。

除外

大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

234 各種学校・専修学校教員

○(含まれる職種) 各種学校教員、専修学校教員

仕事の概要

各種学校及び専修学校において、学生、生徒に対する各種教科、実技などの教育に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう専修学校、各種学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に定める専修学校、同第134条に定める各種学校をいう。

235 個人教師、塾・予備校講師

○(含まれる職種) 英語教室教師、学習塾教師、進学塾講師(各種学校でないもの)、予備校講師(各種学校でないもの)、家庭教師、音楽教室教師、義太夫師匠、社交ダンス教師、茶道教授、英会話教室教師、柔道師範、体操クラブコーチ、エアロビクスインストラクター

×(含まれない職種) 各種学校教師(234)、高等学校音楽教師(230)、ピアニスト(個人に教授していない者)、日本舞踊家(個人に教授していない者)、柔道整復師

仕事の概要

学校教育の補習のための個人指導に従事する者、個人教授所などにおいて、楽器の演奏、声楽、舞踊、茶道、生花、書道、囲碁、マージャンなどの個人教授に従事する者、興行的でない運動競技の

個人教授、個人指導に従事する者をいう。

説明事項

小唄、浄瑠璃、踊りの師匠、武道の師範も含まれる。

除外

専修学校、各種学校において、学校教育の補習のために従事する者

236 記者

- (含まれる職種) 新聞記者、放送記者
- × (含まれない職種) 雑誌・書籍の編集者、論説員

仕事の概要

新聞社、通信社、雑誌社、放送会社等において政治、経済、社会、スポーツ、文化等の担当分野について、観察、インタビューなどにより、ニュース価値のある出来事に関する事実を収集し、ニュース記事、解説記事、観測記事などを執筆する者、取材記者が取材したニュース原稿を取捨選択し、紙面構成を行う仕事に従事する者又は記事の校閲に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、社説又は論説として、新聞紙面に掲載する論文の原稿を作成する者
- 2) 専ら、雑誌、書籍の企画を出し、執筆者に原稿を依頼する仕事に従事する者

237 デザイナー

- (含まれる職種) デザイナー、服飾デザイナー、商業デザイナー、インテリアデザイナー、ディスプレイデザイナー、テキスタイルデザイナー、ファッションデザイナー、フラワーデザイナー、グラフィックデザイナー、広告デザイナー、インダストリアルデザイナー、図案家、建築装飾図案家、陶磁器デザイナー、友禅図案家、レイアウト (広告・宣伝業)

仕事の概要

工業的製品、商業的製品、その他の物品又は環境などに関し、用途、材質、製作法、機能、美的要素などを考慮し、形状、模様、色彩、位置、照明などについて意匠を創作し、図上への設計、表現を行う専門的な仕事に従事する者をいう。

事務関連従事者

301 ワープロ・オペレーター

- (含まれる職種) ワープロ・オペレーター
- × (含まれない職種) 一般事務員、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

ワードプロセッサを操作し、機械の文字変換

機能や編集機能により、受け取った原稿に従って文書や図表を入力する業務に専ら従事する者をいう。

除外

主として秘書等他の仕事を業務としており、付随的にワードプロセッサを使用して、文書を入力する仕事に従事する者

302 キーパンチャー

- (含まれる職種) パンチ・オペレーター、穿孔員、検孔員
- × (含まれない職種) 集団複写穿孔機操作員、計算穿孔機操作員、テープ穿孔タイプライター操作員

仕事の概要

主として、穿孔機又は穿孔検査機を操作し、伝票、調査票又は原書類等の必要事項をパンチカードに穿孔し、又は穿孔済カードを検査する仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、穿孔機又は検孔機の点検、整備の仕事に従事する者

303 電子計算機オペレーター

- (含まれる職種) 電子計算機操作員

仕事の概要

プログラマーより、プログラムやインプットデータを受け取り、与えられた操作手順書によって、電子計算機を操作し、アウトプットを作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

アウトプットを正しく作成するため、カードや磁気テープなどのデータを電子計算機に取り付け又は取りはずす仕事並びに各装置の操作、監視及び日常の管理の仕事を担当する。

販売関連従事者

401 百貨店店員

- (含まれる職種) 店員、販売員
- × (含まれない職種) レジスター、事務員、配達人、集金人、飲食店給仕従業者(505)

仕事の概要

百貨店において、商品を販売する仕事に直接従事する者をいう。

説明事項

百貨店とは、衣・食・住に関する各種の商品を販売する店(デパートメントストア、総合スーパー)であり、その店の従業員が常時50人以上のもの

除外

- 1) 専ら、商品の宣伝販売の仕事に従事する者
- 2) 主として、売上傳票の作成、記帳等を行い、付随的に商品を販売する仕事に従事する者
- 3) 専ら、エレベーターの操縦に従事する者
- 4) 専ら、入口やエスカレーターのそばで、客の応接、店内案内をする者

402 販売店員（百貨店店員を除く。）

- （含まれる職種） 店員、販売員
- ×（含まれない職種） レジスター、配達人、集金人、事務員、外交員

仕事の概要

店舗において、商品を販売（卸売、小売を問わない。）する仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 専ら、商品の配達、集金の仕事に従事する者
- 2) 主として、売上傳票の作成、記帳等を行い、付随的に商品を販売する仕事に従事する者
- 3) 専ら、商品の宣伝の仕事に従事する者
- 4) 専ら、店舗外において商品の仕入、販売の仕事に従事する者
- 5) 飲食店等で客の接待、食事運搬などのサービスの仕事に従事する者

403 スーパー店チェッカー

- ×（含まれない職種） スーパー店チェッカー以外の店員、スーパー店以外のチェッカー、レジスター

仕事の概要

スーパー店において、来客の買い上げた品物を点検し、品物の代金を金銭登録機に登録し、来客より現金等を受け取り、領収証を発行し、来客に対しつり銭を渡す仕事に従事する者をいう。

説明事項

スーパー店とは、包装され、値段が表示されている商品を店に備えつけられたバスケットなどにより、客が自分で取り集め、店又は売場の出口に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売業をいう。

404 自動車外交販売員

- （含まれる職種） 自動車セールスマン
- ×（含まれない職種） 原動機付自転車セールスマン、特殊自動車セールスマン、二輪自動車セールスマン

仕事の概要

家庭、事業所等を訪問し、乗用車、貨物自動車等の自動車（新車、中古車を問わない。）の販売活動を行う者をいう。

説明事項

ここにいう自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める普通自動車及び小型

自動車のうち四輪自動車をいう。

除 外

- 1) 専ら、原動機付自転車の外交販売に従事する者
- 2) 専ら、特殊自動車の外交販売に従事する者
- 3) 専ら、二輪自動車の外交販売に従事する者

405 家庭用品外交販売員

- （含まれる職種） 各種家庭用品のセールスマン及び外交販売員
- ×（含まれない職種） 販売店員(402)、自動車外交販売員(404)、証券外交販売員、保険外交員(406)

仕事の概要

家庭等を訪問し、書籍、新聞、ミシン、編機、ベッド、電気器具、化粧品等の家庭用品の販売の仕事に従事する者をいう。

説明事項

販売商品、見本、カタログ、商品目録を携行して、家庭等を訪問して、取扱商品の販売の仕事に従事する者をいう。時には販売商品の修理などのアフターサービスの仕事を行うこともある。

除 外

- 1) 専ら、自動車及び証券の販売、保険の契約、勧誘を行う仕事に従事する者
- 2) 専ら、不動産の斡旋、仲介を行う仕事に従事する者
- 3) 酒店、クリーニング店などのいわゆる御用聞きの仕事に従事する者

406 保険外交員

- （含まれる職種） 保険外務員、保険勧誘員
- ×（含まれない職種） 集金人、代理人、外務員監督、外務員指導員

仕事の概要

生命、火災、海上、傷害、運送、その他の保険について保険会社又は保険代理店に所属して保険契約の募集の仕事に従事する者をいう。

除 外

保険会社の委託を受け、保険契約の締結、保険料の収納の仕事に従事する者

サービス関連職業従事者

501 理容・美容師

- （含まれる職種） 理容師法又は美容師法による理容師、美容師
- ×（含まれない職種） 理容師又は美容師実地修練生（インターン）、理容又は美容補助者、美容相談員

仕事の概要

顧客の頭髪の刈り込み、顔そり等の方法によって容姿を整える仕事に従事する者、又は、パーマメント、結髪、化粧等により顧客の容姿を美しくする仕事に従事する者をいう。

説明事項

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条に基づき、理容師試験に合格し、都道府県知事又は厚生労働大臣の免許を受けた者、若しくは、美容師法(昭和32年法律第163号)第3条に基づき美容師試験に合格し、都道府県知事又は厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

除外

専ら、顧客の美容に関する相談に応ずる者

502 洗たく工

- (含まれる職種) 洗浄工、乾燥工、しみ抜き工、アイロンかけ工、プレス工、検査工
- ×(含まれない職種) マーキング工、荷分工、分類工、包装工

仕事の概要

洗たく物を各種の洗たく機及び洗剤を用いて洗い、乾燥させるとともに、電気アイロン、蒸気アイロン、プレスマシン等を用いて、洗たくの済んだ品物のしわを伸ばし、型を直して折りたたむ仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ランドリー及びドライクリーニングにおいて、各種の洗たく機及び洗剤を用いて洗たく物を洗い、糊付け、青味付け、酸浴、脱水、乾燥、しみ抜き等をする仕事に従事する者をいう。
- 2) 洗たくの済んだ品物を洗い上り、破損の有無等を検査している者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、洗たく物を洗たく方法別、色別に荷分けする仕事に従事する者
- 2) 専ら、仕上がった品物を包装し又は品質別、顧客別に分類する仕事に従事する者

503 調理士

- (含まれる職種) 調理師、料理人、板前、賄人、コック、キッチン、料理ベーカー、ストーブ前、焼方、煮方
- ×(含まれない職種) 立廻り(504)、洗い方(504)、釜(504)、仲番、炊飯、バーテンダー、パントリー(505)、栄養士(220)

仕事の概要

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者をいう。

説明事項

調理師法(昭和33年法律第147号)に定める調理師免許を有する者で、現実に調理師の業務に従事し

ている者のほか、調理師の免許はないが、調理材料の下拵えをしたり、これを材料として煮物、蒸物、ねり物の仕込み又は仕上げをしたり、焼物や揚物を作ったりする者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、焼方、煮方の間にあつて、材料の持ち廻りをして、仕込みや仕上げの手伝いをする者
- 2) 専ら、調理場において、整理などの雑仕事に従事している者
- 3) 専ら、食堂、厨房において、客に供するため調理された料理を保温、冷蔵、盛付けする仕事に従事している者
- 4) 専ら、酒類の調合の仕事に従事している者

504 調理士見習

- (含まれる職種) 下働き、立廻り、洗い方、釜、コック見習
- ×(含まれない職種) 調理士(503)、焼方(503)、煮方(503)、パントリー(505)、仲番

仕事の概要

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 専ら、調理士の指示により、焼方、煮方の間にあつて材料の持ち廻りをして、仕込み、仕上げの手伝いをする者をいう。
- 2) 調理材料の下拵えをし、冷蔵庫(室)、調理場全体の清掃に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、食堂、厨房において、客に供するため調理された料理を保温、冷蔵、盛付けする仕事に従事している者
- 2) 専ら、コーヒー、酒類、食器類の準備、出し入れ、点検及び保管の仕事に従事している者

505 給仕従事者

- (含まれる職種) 飲食店給仕従業者、旅館、ホテルの食堂給仕従業者、食堂ボーイ、パントリー、ウェイター、ウェイトレス、ドアボーイ、ベルボーイ、ページボーイ、旅館接待案内係、ルームボーイ、ルームメイド、接客給仕従業者、メイドキャプテン、ページ
- ×(含まれない職種) フロント、カウンター、レジスター、客引き、雑役、娯楽場の接客員(506)、ダンサー、クローク、花嫁付、航空機客室乗務員(711)

仕事の概要

飲食店、喫茶店、旅館、ホテル等において、客の接待、身のまわりの用務、部屋の清掃、食卓の用意、食事の給仕などのサービスの仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) バー、ナイトクラブ、キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者
- 2) 専ら、店内外の清掃、その他の雑務に従事する者
- 3) 専ら、客の案内所、所持品の保管の仕事に従事する者
- 4) 専ら、コーヒー、酒類、食器類の準備、出し入れ、点検及び保管の仕事に従事している者

506 娯楽接客員

- (含まれる職種) 出札係、改札係、案内人、場内整理員、場内アナウンサー、賞品渡人、レコード係員、販売係員、遊戯品貸出係員、ゴルフ場キャディ、各種遊戯用具の運転員
- × (含まれない職種) ダンサー、事務員、レジスター、遊戯品整理員

仕事の概要

娯楽場において、接客の仕事に従事する者をいう。

説明事項

映画館、劇場、競輪場、競馬場、野球場、ボウリング場、パチンコ屋、遊園地等において、整理券、入場券の出札、改札、客の案内、場内の整理その他客に対するサービスの仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 主として、売上傳票の作成、記帳等を行い、付随的に接客の仕事に従事する者
- 2) 専ら、娯楽場の宣伝の仕事に従事する者
- 3) 専ら、展示品遊戯品の保管の仕事に従事する者
- 4) 専ら、場内の清掃の仕事に従事する者

保安関連職業従事者

601 警備員

- (含まれる職種) ガードマン、警備士、警務員
- × (含まれない職種) 守衛(602)、用務員(864)

仕事の概要

他人の需要に応じ、事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等及び運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生、その他人の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止する仕事に従事する者をいう。

説明事項

警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づき、警備業の届出をし、認定された事業所に雇用されている者でなければならない。

除 外

警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第14条第1項の規定に基づき、当該都道府県の区域内において、警備業務を継続して行う期間が、30日以内で、かつ、従事する警備員の人員が1日につき5人以内の警備業務に従事する警備員

602 守衛

- (含まれる職種) 門衛、見張番、監視人、巡視、夜警、倉庫番

- × (含まれない職種) 警備員(601)、用務員(864)

仕事の概要

工場、事務所、その他の施設において、火災、事故、盗難、不法侵入、建造物破損の防止、物品の搬入、搬出の監視、その他財産の保護及び秩序維持の仕事に従事する者をいう。

説明事項

物品倉庫において、物品を保管し、これに伴う出納記録、伝票の作成等の簡単な事務を行う者も含む。

除 外

主として、建物内外の清掃、物品の運搬等に従事し、付随的に諸設備の警備にあたる者

運輸・通信関連従事者

701 電車運転士

仕事の概要

路面又は鉄道線路上を走行する電車を運転する仕事に従事する者をいう。

説明事項

路面電車、鉄道線路上を走行する電車のすべてを含む。

除 外

専ら、索道(例えばケーブルカー)を制動する仕事に従事する者

702 電車車掌

仕事の概要

路面又は鉄道線路上を走行する電車の運転、旅客、荷物の輸送及び車内秩序の保持に関する車掌の仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 路面電車、鉄道線路上を走行する電車のすべてを含む。
- 2) 客扱、荷扱の専務車掌の仕事に従事する者も含まれる。

除 外

専ら、索道の車掌の仕事に従事する者

703 旅客掛

- (含まれる職種) 出札掛、改札掛

- × (含まれない職種) 乗客掛

仕事の概要

乗車券、入場券の発売、検査、集札、旅客運賃料金の追徴、払戻し及びこれに付帯する一切の仕事に従事する者をいう。

704 自家用乗用自動車運転者

- (含まれる職種) 自家用普通乗用自動車運転者、自家用貨客自動車運転者
- × (含まれない職種) 自家用乗合自動車運転者、自家用貨物自動車運転者(705)、営業用大型貨物自動車運転者(708)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

自家用の乗用自動車を運転して社員及び来客を送迎する仕事に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう乗用自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める普通自動車及び小型自動車のうち四輪自動車に該当する乗用自動車をいう。

除 外

- 1) 専ら、荷物の運搬を主とする自動車の運転に従事する者
- 2) 専ら、軽自動車の運転に従事する者
- 3) 専ら、自動車の点検、調整、修理の仕事に従事する者

705 自家用貨物自動車運転者

- (含まれる職種) 自家用小型トラック運転者、自家用ミキサー自動車運転者
- × (含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、営業用大型貨物自動車運転者(708)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

自家用の普通・小型貨物自動車により、自家用の貨物、原材料、半製品、製品等を輸送する自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める普通自動車及び小型自動車のうちの貨物自動車をいう。

除 外

- 1) 専ら、乗用を主とする自動車の運転に従事する者
- 2) 専ら、軽自動車の運転に従事する者
- 3) 専ら、自動車の点検、調整、修理の仕事に従事する者

706 タクシー運転者

- (含まれる職種) 大型タクシー運転者、小型タクシー運転者、ハイヤー運転者

- × (含まれない職種) 運転者助手、自動車技工

仕事の概要

営業用の乗用自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事するとともに、これに付帯する一切の仕事に従事する者をいう。

707 営業用バス運転者

- (含まれる職種) 一般乗合自動車運転者、貸切乗合自動車運転者、遊覧バス運転者
- × (含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、トラック運転者、運転手助手

仕事の概要

営業用の一般乗合自動車、貸切乗合自動車、遊覧バス等の乗合自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者をいう。

除 外

専ら、事業所の自家用の乗合自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者

708 営業用大型貨物自動車運転者

- (含まれる職種) 営業用大型四輪トラック運転者、営業用大型トレーラー運転者、営業用ダンプトラック運転者、営業用ミキサーカー運転者、営業用タンクローリー運転者
- × (含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、自家用貨物自動車運転者(705)、運転助手、営業用軽トレーラー運転者(709)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

営業用の大型及び大型特殊の貨物自動車の運転及びこれに伴う車体の点検、調整の作業に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に定める大型自動車及び大型特殊自動車のうちの貨物自動車をいう。

709 営業用普通・小型貨物自動車運転者

- (含まれる職種) 営業用普通四輪トラック運転者、営業用三輪自動車運転者、営業用軽トレーラー運転者
- × (含まれない職種) 自家用乗用自動車運転者(704)、自家用貨物自動車運転者(705)、営業用大型貨物自動車運転者(708)

仕事の概要

営業用の普通、小型及び小型特殊の貨物自動車の運転及びこれに伴う車体の点検、調整の作業に従事する者をいう。時には貨物の積卸し及びこれに付帯する作業に従事することもある。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める普通自動車、

小型自動車及び小型特殊自動車のうちの貨物自動車をいう。

710 航空機操縦士

- (含まれる職種) 航空運送事業の用に供する航空機の操縦士(機長)及び副操縦士
- × (含まれない職種) 航空機使用事業のみに従事する操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、セカンドオフィサー

仕事の概要

航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に定める航空運送事業(他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業)用に供する航空機の操縦に従事する者をいう。

説明事項

航空法第28条別表の資格の欄に掲げる定期運送用操縦士(同法附則(平成6年法律第76号)第4条に規程する旧資格のうち、上級事業用操縦士を含む。)、事業用操縦士の技能を有し、航空法第2条第17項に定める航空運送事業(定期航空運送事業、不定期航空運送事業)の用に供する航空機の操縦に従事する者をいう。

除 外

- 1) 専ら、航空運送事業以外の用に供する航空機の操縦に従事する者
- 2) 航空法第34条第2項の操縦教育証明を受けた者で、専ら航空機の操縦教育を行っている者

711 航空機客室乗務員

- (含まれる職種) スチュワーデス、スチュワード、フライトアテンダント、パーサー

仕事の概要

航空機搭乗客員名簿によって人員を確かめ、座席の配分を定め、機内備品、サービス用品等を準備し、飛行中に適宜マイクを通じて、航空機の速度、高度、位置、到着予定時間等を放送し、又は乗客の食事の世話をを行うなど、専ら機内で乗客に対して、安全快適な旅行が行えるよう配慮する仕事に従事する者をいう。

生産工程・労務関連作業

801 製鋼工

- (含まれる職種) 平炉工、転炉工、精錬工、電気炉工、平炉炉前工、転炉炉前工、造塊工
- × (含まれない職種) 製銑工、製鉄工、高炉工、羽口夫

仕事の概要

平炉、電気炉、転炉等を用いて銑鉄、熔融銑鉄、鉄鋼屑等から鋼、特殊鋼を製造する仕事に従事する者をいう。

説明事項

平炉、電気炉、るつぼ炉等の燃料、媒溶剤、銑材等の投入、加熱、溶解、精錬、炉の操作、ガス弁切替え、試料採取、出鋼等の仕事に従事する者をいう。

除 外

専ら、起重機を運転し、材料、燃料を挿入する仕事に従事する者

802 非鉄金属精錬工

- (含まれる職種) 金精錬工、銀精錬工、銅精錬工、錫精錬工、亜鉛精錬工
- × (含まれない職種) 非鉄金属挿入工、非鉄金属熔融工、非鉄金属鑄込工

仕事の概要

各種の炉を用いて鉱石から非鉄金属を製錬し、これを精錬する仕事に従事する者をいう。

説明事項

鉱石の粉碎、計量、運搬、炉の操作、その他非鉄金属の精錬及び精錬に伴う各種の仕事に従事する者をいう。

803 鑄物工

- (含まれる職種) 鑄物砂型工、鑄型工、モールドینگマシン工
- × (含まれない職種) 溶解工、混砂工、ダイカスト工、中子工、合金鑄物工、非鉄金属鑄物工

仕事の概要

各種の機械構造物の部材及び器具装置等の鑄鉄系及び鑄鋼系の鑄物の鑄型を造り、湯を取鍋で鑄型に注湯する仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) モールドینگマシンを使用して鑄型を造る者も含まれる。
- 2) 時には、付随的に鑄込み及び鑄造品の仕上げの仕事に従事することもある。

除 外

- 1) 専ら、合金鑄型、非鉄金属鑄型の造型に従事する者
- 2) 専ら、溶解の仕事に従事する者
- 3) 専ら、混砂の仕事に従事する者
- 4) 専ら、中子をつくる仕事に従事する者
- 5) ダイカストマシンの操作の仕事に従事する者
- 6) 専ら、鑄込み作業に従事する者
- 7) 専ら、鑄造品の仕上げ(砂落し、鑄張り取り)や検査の仕事に従事する者

804 型鍛造工

- (含まれる職種) 火造りプレス工、熱間プレス工、冷間プレス工
- × (含まれない職種) ぎょう鉄工

仕事の概要

鍛造機械及び鍛造工具を操作し、金属を金型に打ち込んで、鍛造加工する仕事に従事する者をいう。

説明事項

可鍛性金属の鋳塊をハンマー、プレスなどの圧力加工機械、工具及び金型を用いて成形する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、ぎょう鉄の仕事に従事する者
- 2) 専ら、加熱の仕事に従事する者

805 鉄鋼熱処理工

- (含まれる職種) 焼鈍工、焼戻工、焼入工、浸炭工、窒化工、調質工
- ×(含まれない職種) 非鉄金属熱処理工、金属加熱工、材料試験工

仕事の概要

鉄鋼材料の焼入れ、焼きもどし、焼きなまし、浸炭、窒化等の熱処理の操作の仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 時には、付随的に熱処理の前後処理の仕事に従事することもある。
- 2) 時には、付随的に各種試験、検査により鉄鋼材料及び製品の種類、組織、欠陥の判定に従事することもある。
- 3) 時には、付随的に火色による温度の判定、かたさ試験、ひずみ検査に従事することもある。
- 4) 時には、付随的に作業工程全般にわたるプログラムを作成することもある。

除外

- 1) 専ら、非鉄金属の熱処理操作の仕事に従事する者
- 2) 専ら、熱処理した製品を運搬する仕事に従事する者
- 3) 専ら、加熱炉の操作の仕事に従事する者
- 4) 専ら、試験、検査の仕事に従事する者

806 圧延伸張工

- (含まれる職種) 熱間圧延工、冷間圧延工、金属圧延工、鋼管引抜工
- ×(含まれない職種) 伸線工

仕事の概要

各種の圧延機を用いて、金属材料を各種の形に圧延する仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ロール機、ロールカムワルツ、冷間圧延機等により金属材料を板、条、竿、棒等に加工する者をいう。
- 2) 引板鋼管を製造する仕事に従事する者も含まれる。
- 3) 押出形材を製造する仕事に従事する者も含ま

れる。

除外

- 1) 専ら、線材を引く仕事に従事する者
- 2) 専ら、溶接、鍛接鋼管の製造に従事する者

807 金属検査工

- (含まれる職種) 磁気探傷工、寸法検査工、製品検査工、X線検査工、超音波探傷工、非破壊検査工
- ×(含まれない職種) 機械検査工(822)、時計検査工、写真機検査工、計器検査工

仕事の概要

各種計測機器、検査機を用いて金属材料及び金属製品の外ぼう、寸法、内部欠陥の有無等を検査する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 各種の試験機、器具を用いて金属材料の性質の測定及び組織の鑑定を行う仕事に従事する者
- 2) 機械又は機械部品の精度検査、性能検査の仕事に従事する者

808 一般化学工

- (含まれる職種) 酸アルカリ製造工、無機薬品製造工、硝化綿製造工、セルロイド製造工、塗料製造工、油脂製造工
- ×(含まれない職種) 高压合成工、火薬工、電気化学工、ガス化学工、パルプ工、分析工(202)

仕事の概要

通常化学反応による酸、アルカリ、無機薬品、硝化綿、塗料、油脂等の化学製品の製造の仕事に従事する者をいう。

809 化繊紡糸工

- (含まれる職種) 紡糸工(レーヨン、アセテート、ナイロン、ビニロン、ビニリデン繊維、塩化ビニール繊維、アクリル系繊維、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維等の紡糸工)
- ×(含まれない職種) 分析工(202)

仕事の概要

紡糸原液又は紡糸原料重合体より繊維を作る仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 紡糸原液を紡浴中に押し出し、化学反応又は物理化学的操作により繊維状固体としたり(湿式紡糸法)、紡糸原液を熱風中に押し出し、溶剤を蒸発させて繊維状固体としたり(乾式紡糸法)、紡糸原料重合体を大気中に押し出し、冷却して繊維状固体とし(熔融紡糸法)、これらの繊維状固体に張力を与えて糸とし、この糸を種種の荷姿として取り出す仕事をいう。
- 2) 繊維化のための調整及び紡糸器具の調整の仕事に従事する者も含まれる。

除 外

専ら、仕事の過程において薬液、製品等の分析試験の仕事に従事する者

810 ガラス製品工

- (含まれる職種) ガラス器製造工、真空管ガラス工、ガラス切断工、ガラスすり合せ工、板ガラス製造工
- ×(含まれない職種) ガラス加工細工工、ガラス火切工、ガラスカット工、ガラス繊維工、ガラス銀引工、ガラス着色工、工芸ガラス製造工、光学ガラス製造工、ガラス装着工

仕事の概要

ガラス原料を調合、溶解し、板ガラス、日用品容器、電球、真空管、化学器具、医療器具等のガラス製品を製造する仕事に従事する者をいう。

説明事項

調合機によるガラス原料の調合、加熱炉、るつぼ、除冷炉による素地の製造及び冷却、プレス、切断機、研磨機等によるガラスの成形、加工の仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 長石、石灰石等ガラス原料からガラス素材を作る仕事に従事する者
- 2) ガラス製品のカット加工、グラビール加工等ガラス半製品の第三次加工、光学用レンズ、プリズム等の製造の仕事に従事する者

811 陶磁器工

- (含まれる職種) 陶磁器製造工、せともの製造工、タイル製造工、ろくろ成形工、陶磁器仕上げ工、陶磁器絵付工、陶磁器焼成工、絵付がま工、陶磁器画工
- ×(含まれない職種) れんが製造工、かわら製造工、こんろ製造工、土管製造工

仕事の概要

原料の調整、陶土の成形、施ゆう、焼成、絵付け、研磨等陶磁器の製造の仕事に従事する者をいう。

説明事項

陶磁器の原料を調整し、土練機で練り、ろくろ、プレス、押し出機等で成形し、付属品を付けて陶磁器の生素地をつくり、施ゆうし、生素地を陶磁器等で焼成し、素地製品に絵付けをし、絵窯で焼成し、研磨機を操作して研磨仕上げをする仕事に従事する者をいう。

812 旋盤工

- (含まれる職種) 数値制御式によらない旋盤工
- ×(含まれない職種) 数値制御式による旋盤工、旋盤以外の各種工作機械工

仕事の概要

数値制御によらない旋盤を操作し、金属材料に

主としてバイトを使用し、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切り、テーバ削り等をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、付随的にバイト、ドリル等の研磨、被削物のけ書き等の仕事に従事することもある。

813 フライス盤工

- (含まれる職種) 数値制御式によらないフライス盤工
- ×(含まれない職種) 数値制御式によるフライス盤工、フライス盤以外の各種工作機械工

仕事の概要

数値制御によらないフライス盤を操作し、金属材料に主としてフライスを使用し、平削り、みぞ削り、曲面削り、切断、歯切り等をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、付随的に被加工物のけ書き等の仕事に従事することもある。

814 金属プレス工

- (含まれる職種) 成形プレス工、絞出工、打板工
- ×(含まれない職種) けとぼし工、火造りプレス工(804)、金型取付工、板金工(816)、製かん工(815)、マーク打ち工

仕事の概要

プレス、シャー等の機械を操作し、金属板、非金属板の折曲げ、打抜き、切断、絞り、押出し、型打ち等の加工をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、プレス型の取付け等の仕事を行うこともある。

除 外

- 1) けとぼしプレス機を操作する仕事に従事する者
- 2) 専ら、熱間で加工する仕事に従事する者
- 3) 専ら、金型の取付けの仕事に従事する者
- 4) 専ら、手作業により金属板及び非金属板の打抜き、折曲げ、型打ち等の加工をする仕事に従事する者
- 5) 食かん、雑かん製造の一貫作業におけるプレス作業に従事する者
- 6) 専ら、せん断機械による金属板又は非金属板のせん断の仕事に従事する者

815 鉄工

- (含まれる職種) 製かん工、製かん鉄工、金属タンク製造工、ボイラー組立工、構造物鉄工、車両鉄工、鉄骨工
- ×(含まれない職種) びょう打工、板金工(816)、

溶接工(820)、造船ぎょう鉄工

仕事の概要

金属板、鋼板、形鋼等の切断、曲げ、穴あけ、打出し、つば出し、リベット締め等の仕事に従事するとともに、現図、け書きの補助、ひずみ取り、組み立て等の仕事及び鉄塔、鉄柱、鉄橋、高層建築などの建設における鉄骨の建方相番、鋸打ち当盤及び鋸焼、鉄鋸などの仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 製かん用機械の操作及び調整、製品検査等の仕事に従事する者も含まれる。
- 2) 鉄骨、橋梁、鉄塔等の構造物を製作する仕事に従事する者も含まれる。
- 3) 鉄道車両、自動車等の足まわり関係を製作する仕事に従事する者も含まれる。
- 4) 各種工作機械、産業機械等の鉄工構造物の製作に従事する者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、リベット締めの仕事に従事する者
- 2) 専ら、薄板加工の仕事に従事する者
- 3) 専ら、現図作成の仕事に従事する者
- 4) 専ら、溶接組み立ての仕事に従事する者

816 板金工

○(含まれる職種) 薄板工、車体板金工、建築板金工

×(含まれない職種) 板金プレス工

仕事の概要

主として手作業により、鋼板、特殊鋼板、非鉄金属板等の薄金属板を切断、曲げ、打出し、びょう打ち、ろう付け、溶接等により、曲面のある一般容器、ダクト類、被覆物等の板金物に加工する仕事及び金属薄板による屋根ふきの仕事に従事するとともに、板金加工用工作機械の操作、調整、板金製品のひずみ取り、板金加工用ゲージ及び金型の製作等も行う者をいう。

除外

- 1) 専ら、板金材料のびょう打ち、溶接の仕事に従事する者
- 2) 専ら、板金材料のせん断、プレス加工をする仕事に従事する者
- 3) 専ら、ろう付けの仕事に従事する者
- 4) 専ら、現図展開の仕事に従事する者

817 電気めっき工

○(含まれる職種) 電解めっき工

×(含まれない職種) ガラみがき工、バフみがき工、アルマイト工、浸漬めっき工、乾式めっき工

仕事の概要

各種の金属材料表面に、銅、ニッケル、クロム等の金属を電流の作用を利用して被覆する仕事

に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、研磨、脱脂、酸洗、水洗等のめっきの準備工程、後処理工程の仕事に従事する者
- 2) 乾式、浸漬、被覆防錆等によりめっきを行う仕事に従事する者
- 3) 圧延による金属被覆の仕事に従事する者
- 4) 機械防錆、研磨つや出し、カバーかけ等の仕事に従事する者

818 バフ研磨工

○(含まれる職種) 金属バフ研磨工、可塑性バフ研磨工

仕事の概要

めっきの前処理として、バフ研磨機による金属製品及び非金属製品の研磨の仕事に従事する者をいう。

説明事項

加工目的に応じたバフの選定、バフ研磨機へのバフの取付け、バフ研磨機による研磨の仕事に従事する者をいう。

819 仕上工

○(含まれる職種) やすり工、ラッピング工、機械部品仕上工、金型仕上工、治工具仕上工

×(含まれない職種) 工作機械による機械仕上工、心出し工、わり出し工、け書き工

仕事の概要

主としてやすり、たがね、きさげ、リーマ、タツプ等の手工具を使用して、金属材料の切削加工、すり合わせ、ラッピング、け書き、ねじ立て等を行い、ジグ、工具、機械部品等の仕上げ、組み立て、金型の製作の仕上げに従事する者をいう。

説明事項

機械装置の分解、組み立て、調整及び心出しの仕事を行うこともある。

時には、付随的に簡単な工作機械を使用して、金属材料の切削加工を行う仕事に従事することもある。

除外

- 1) 流れ作業方式による機械組み立てに従事する者
- 2) 専ら、工作機械を操作して仕上げをする仕事に従事する者
- 3) 専ら、たがねを用いて金属材料のはつり作業をする仕事に従事する者

820 溶接工

○(含まれる職種) 電気溶接工、ガス溶接工、スポット溶接工、バット溶接工、酸素溶接工、アセチレンガス切断工

×(含まれない職種) 軟ろう付け工、硬ろう付け

工、火炎焼入れ工

仕事の概要

アセチレンガス発生器、アーク溶接機等を用いて金属を溶接、溶断する仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、材料の運搬、製品の整理の仕事に従事する者

821 機械組立工

○(含まれる職種) 農業用機械組立工、建設機械組立工、工作機械組立工、事務用機械組立工、家庭用機器組立工

×(含まれない職種) 電気機械器具組立工、輸送用機械組立工、計測機械組立工、理化学機械組立工、光学機械組立工、時計組立工

仕事の概要

流れ作業の工程中であって、各種機械の部品、組み立てられた部分品又は完成品を、手道具等を用いて組み立て、作成する仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、鉄道車両、自動車用エンジン、航空機用エンジンの製造組み立てに従事する者
- 2) 電気機械器具の製造組み立てに従事する者
- 3) 氷を用いる冷蔵庫を組み立てる仕事に従事する者
- 4) 専ら、調整検査の仕事に従事する者

822 機械検査工

○(含まれる職種) 精密検査工、精密測定工、製品検査工

×(含まれない職種) 組立工

仕事の概要

生産現場の各工程における機械部品の精度測定及び検査、作動機構の精度の測定及び検査、恒温室における精密測定及び検査、品質管理等の仕事に従事する者をいう。

説明事項

検査課所属の者で、専ら、生産現場に派遣されていて、検査の仕事を行う者も含まれる。

除外

- 1) 組み立て作業のかたわら、調整したり、検査したりする者
- 2) 専ら、品質管理のみに従事する者

823 機械修理工

○(含まれる職種) 機械分解修理工、機械整備工、重電機器修理工、内燃機関修理工

×(含まれない職種) 自動車整備工(830)、航空機整備工、ラジオ・テレビ修理工

仕事の概要

各種機械、機関器材の修理、整備の仕事に従事

する者をいう。

説明事項

各種装置を使用して精度検査を行い、解体して、摩耗、破損した部品の修理、取り替えをし、再組み立ての上、調整を行い、所要性能が発揮できるようにする仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、金属部品の製造、切削加工に従事する者
- 2) 専ら、ラジオ・テレビの修理を行う者

824 重電機器組立工

○(含まれる職種) 電動機組立工、発電機組立工、モーター修理工、モーター捲線工、変圧器組立工、変圧器修理工、配電制御盤組立工、受電盤組立工、工場電気設備工

×(含まれない職種) 鉄心工、変圧器捲線工、板金溶接工、製かん工(815)、盤用器具組立工

仕事の概要

モーター、発電機等の回転機器の組み立て、捲線、変圧器その他の静止機器の組み立て、外装組み立て、配線、接続、すえ付け等の仕事に従事する者をいう。

説明事項

修理の仕事に従事する者も含まれる。

除外

- 1) 専ら、製かん、板金、溶接、表面処理等の仕事に従事する者
- 2) 専ら、しゃ断器、断路器、開閉器等の製作、組み立ての仕事に従事する者
- 3) 専ら、計器、継電器、電磁接触器等盤用器具の製作、組み立ての仕事に従事する者
- 4) 専ら、制御装置の組み立ての仕事に従事する者
- 5) 専ら、鉄心積みの仕事に従事する者
- 6) 変圧器その他静止機器用の捲線製作の仕事に従事する者

825 通信機器組立工

○(含まれる職種) 有線・無線通信機組立工

×(含まれない職種) 電気音響機械組立工、ラジオ・テレビ組立工、交通信号保安機組立工、音響信号組立工、警報機組立工、電池組立工、捲線工、トランジスター組立工、プリント配線工(827)

仕事の概要

通信機械器具の部品、組み立てられた部分品又は完成品を組み立て、作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

組み立てるかたわら、調整したり、検査したりする者も含まれる。

除 外

- 1) 専ら、真空管の組み立て、加工の仕事に従事する者
- 2) 専ら、半導体素子の組み立て、加工の仕事に従事する者
- 3) 専ら、プリント配線の仕事に従事する者
- 4) 専ら、部品組立品又は総組立製品の検査を行う者
- 5) 専ら、部分品を運搬したり、管理したりする者
- 6) 専ら、製品を包装する者
- 7) 専ら、修理の仕事に従事する者

826 半導体チップ製造工

- （含まれる職種） 半導体チップ製造工
- ×（含まれない職種） 半導体ウェハ製造工、半導体ダイシング工、半導体組立工、半導体封止工、半導体外装処理工

仕事の概要

シリコンウェハに薄膜形成・不純物拡散・パターン形成を何回もくりかえし、シリコンウェハ上に多数のICチップを作る作業工程（一般にウェハ工程又は前工程とよばれる）に従事する者をいう。

説明事項

ウェハの酸化、感光材塗布、露光・現像、エッチング、不純物注入、CVDによる絶縁膜や導電体膜形成、プローブ検査等の業務に従事する者をいう。

除 外

- 1) ディスクリット（トランジスタ等の個別半導体）の製造に従事する者
- 2) 半導体集積回路の企画・設計に従事する者
- 3) 半導体組立工程（一般に後工程とよばれ、プローブ検査を終了したウェハをチップ毎に切断するダイシング工程に始まり、良品チップをリードフレームやパッケージの所定位置に接着するダイボンディング工程、ICチップ上のパッドとそれに隣接するリードフレームの端子との間を金属ワイヤで接続するワイヤボンディング工程、以下パッケージの上面に製造メーカーの印等を捺印するマーキング工程に至るまでの工程）に従事する者

827 プリント配線工

仕事の概要

半導体部品、電気回路部品、機構部品等をハンダ付け等でプリント配線基盤に取り付け、一つの回路機能をなすプリント配線盤ユニットを製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

付随的に製品の調整及び検査を行うこともあ

る。

除 外

- 1) 専ら、製品の検査を行う仕事に従事する者
- 2) プリント配線基盤そのものを作成する仕事に従事する者

828 軽電機器検査工

- （含まれる職種） 製品検査工、試運転工
- ×（含まれない職種） 組立工

仕事の概要

各種の軽電気機械器具の調整又は検査を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

部分品、半完成品及び完成品について、抜取り、調整、外観、内観、性能等の検査を行う仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 専ら、重電気機械器具の調整又は検査の仕事に従事する者
- 2) 専ら、品質管理の仕事に従事する者

829 自動車組立工

- （含まれる職種） 自動車製造工、組立ぎ装工、ボデーぎ装工
- ×（含まれない職種） 自動車部品組立工、特殊自動車組立工

仕事の概要

ねじ回し、スパナ、つち等の工具を用いて、大型トラック、バス、普通自動車、軽自動車等の組み立てられた各部品を車台に取り付け、完成車を組み立てる仕事に従事する者をいう。

除 外

トレーラー、ブルドーザー等の特殊自動車の組み立ての仕事に従事する者

830 自動車整備工

- （含まれる職種） 自動車整備工、軽自動車整備工、自動車車体修理工、自動車修理サービス工、自動車エンジン修理工
- ×（含まれない職種） 建設機械整備工、農業機械整備工、自動車組立工(829)

仕事の概要

自動車（建設機械、農業機械を除く。）の機関、伝動装置、操向装置、電気装置その他の装置の部品を点検、分解、修理、調整する仕事に従事する者をいう。

説明事項

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車整備士の免許を有している者であるか否かを問わない。

除 外

製造工場での組み立て、修理の作業に従事する者

831 パン・洋生菓子製造工

○（含まれる職種） 製パン工、パン発酵工、粉ふるい工、パン成形工、洋生菓子仕込工、洋生菓子仕上工

×（含まれない職種） 焼菓子工、クラッカー製造工、ビスケット焼工、洋菓子工、包装工、和菓子製造工

仕事の概要

各種のパン原料、洋生菓子原料の計量配合、生地 of 成形、膨張発酵、焼成装飾等パン又は洋生菓子を製造する工程の仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) ビスケット、クッキー等の焼（洋）菓子の製造の仕事に従事する者
- 2) 専ら、製品を包装する仕事に従事する者
- 3) 和菓子の製造の仕事に従事する者

832 精紡工

○（含まれる職種） リング精紡工、キャップ精紡工、紡糸工

×（含まれない職種） 玉揚工

仕事の概要

粗紡の工程を終えた粗糸を精紡機によって所要番手の精糸にする仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 玉揚その他精紡機台持以外の者
- 2) 専ら、機械の注油等の保全、修理の仕事に従事する者

833 織布工

×（含まれない職種） 手織工、メリヤス編立工、整経工、捲かえし工、緯巻工、のりつけ工、経通工

仕事の概要

各種糸を材料とし、力織機を操作して布を織る仕事に従事する者をいう。

説明事項

織機台持の織布工をいう。

除外

- 1) 動力を用いない足踏手織機を操作して布を織る仕事に従事する者
- 2) 管糸及び認め状態の糸を整経用ボビンに捲きかえる仕事に従事する者
- 3) 多数のチーズ捲きから糸を引き出し、整理配列して織布、経糸を準備する仕事に従事する者
- 4) 算糸及び認め状態、チーズ状態の糸を緯巻機により緯木管に捲きかえる仕事に従事する者
- 5) 専ら、糊付、経通その他織布の準備又は仕上げの仕事に従事する者

834 洋裁工

○（含まれる職種） 婦人服仕立工

×（含まれない職種） 洋服工、既製服縫製工

仕事の概要

ワンピース、ツーピース、イブニングドレス等の婦人用及び子供用の注文服の裁断、仮縫、縫製、仕上げの仕事に従事する者をいう。

除外

- 1) 専ら、デザインの仕事に従事する者
- 2) 専ら、既製服の縫製の仕事に従事する者
- 3) 紳士服の縫製の仕事に従事する者

835 ミシン縫製工

○（含まれる職種） たび縫工、ゴム靴縫付工、帽子ミシン工、衣服標準ミシン縫工、衣服特殊ミシン縫工

×（含まれない職種） ミシン工、製帆工、テント製造工、刺しゅう工

仕事の概要

動力ミシン、特殊ミシンによる縫製の作業に従事する者をいう。

説明事項

特殊ミシンとは、二本針ミシン、ボタン付ミシン、かんぬき縫いミシン、かがり縫いミシン、穴かがりミシン、すくい縫いミシン、千鳥縫いミシン、刺しゅうミシン、へり縫いミシン等をいう。

除外

足踏みミシンによる縫製の仕事に従事する者

836 製材工

○（含まれる職種） 木取工、ハンドル工、分出し工、製材段取工、ひき割工、先取工、腹押工

×（含まれない職種） 原木切断工、向いびき工、手びき工、木工切断工、製材のこ機補助工（運台夫、分出し工）、すそ切工、枕木製造工、のこ目立工

仕事の概要

一定寸法に切断された原木を各種の機械のこを用いて所定寸法に挽き割る仕事に従事する者をいう。

説明事項

機械のことは、帯のこ盤、丸のこ盤、つりのこ盤をいう。

除外

- 1) 手びきのこによる原木又は木材の切断の仕事に従事する者
- 2) 水中切断機による原木の切断の仕事に従事する者
- 3) 主として種々の木工用加工機械を用いて木材の切削加工の仕事に従事する者
- 4) 専ら、のこの目立ての仕事に従事する者

837 木型工

○（含まれる職種） 鋳物木型工、鋳物模型工、機

械木型工、木型製作工、木型大工、鋳造木工、
模型師、木型師

- × (含まれない職種) 帽子木型工、木工、中子工、
鋳鋼鋳物工、生型工、巻線木型工、木製品型造
工、模型工

仕事の概要

鋳造品の製造過程において、鋳造用木型を設計
図に従って現図を書き、材料の木材を所定寸法に
木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな
盤、昇降盤の木工機械を使用して加工、仕上げを
し、木だぼ、木ねじ、にかわ等で組み立て、紙や
すりでみがき、ワニス等で塗装する仕事に従事す
る者をいう。

除 外

- 1) 専ら、帽子製造用等の木型を作る者
- 2) 専ら、家具の部分品の型を製作する者
- 3) 専ら、船舶、船こく、船舶用機械、航空機等
の木製模型の加工、仕上げに従事する者
- 4) 専ら、木型製作の部分的な工程に従事する者

838 家具工

- (含まれる職種) 指物職、家具職、洋家具製造
工、家具木工、たんす製造職、本箱製造工、げ
た箱製造工、机製造工、木製テーブル製造工、
木製いす製造職、木製寝台製造工、鏡台製造工、
家具組立工、いす組立工

- × (含まれない職種) いす張り工、いすシート張
り工、内張り工、ベッド装飾工

仕事の概要

乾燥している木材を所定寸法に木取りをし、か
んな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤等の
木工機械を使用して加工し、くぎ及び接着剤を用
いて組み立て、仕上げをし、木製の机、いす、た
んす等の家具を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

木製家具の木取り、加工、組み立て、仕上げ等
の部分的な仕事のみに従事する者も含まれる。

除 外

専ら、木材以外の材料を主材料とする家具の製
作に従事する者 (例えば金属家具工)

839 建具製造工

- (含まれる職種) 建具職、戸・障子製造職、ガ
ラス戸製造職、雨戸製造職、建具木工、木取工、
建具組立工、建具吊込工、ほぞ付穴あけ工、建
具切込工

- × (含まれない職種) ふすま骨製造職、塗装工
(845)、金属建具工、表具工

仕事の概要

乾燥している木材を所定寸法に木取りをし、か
んな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤等の
木工機械を使用して加工し、くぎ及び接着剤を用

いて組み立て、仕上げをし、木製の戸、障子、ふ
すま等の建具を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

木製建具の現場寸法を取り、木取り、加工、組
み立て、仕上げ、建込み等の部分的な仕事のみ
に従事する者も含まれる。

除 外

- 1) 専ら、木材以外の材料を主材料とする建具の
製作に従事する者 (例えば金属建具工)
- 2) 専ら、建具の取付け及び塗装を行う者
- 3) 専ら、建具の表装を行う者

840 製紙工

- (含まれる職種) 調成工、抄紙工、精砕工、パ
ルパー工、ニーダー工、調葉工、漂白工、水洗
工、製紙光沢工、製紙目方工

- × (含まれない職種) 油紙製造工、転写紙製造工、
硬紙製造工

仕事の概要

製紙装置による洋紙又は和紙の製造の仕事(紙
くずを紙料に還元する仕事を含む。)に従事す
る者をいう。

説明事項

原料パルプを事前処理する調成の工程、調成の
終わった原料パルプから紙をつくる抄紙の工程及び
仕上げの工程の仕事に従事する者並びに紙くずを
紙料に還元する仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 紙を加工して第2次紙製品を製造する仕事に
従事する者
- 2) 手すきによる製紙の仕事に従事する者

841 紙器工

- (含まれる職種) 紙箱製造工、紙サックマシ
ン工、紙管筒製造工、紙箱裏打ち工、みぞ切り
工、紙器検査工

- × (含まれない職種) 紙袋製造工、紙ひも製造工、
水引結・紙折職、紙製造花工、紙機械打ち工、
紙箱手造り工

仕事の概要

紙器製造用機械を操作して又は手で、ボール紙
その他紙製容器の原紙の裁断、みぞ切り、組み合
せ、のりづけ、組み立て、つや出し、模様紙・商
標のはり付けを行うなど、紙製容器の製造の仕
事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 紙袋の製造の仕事に従事する者
- 2) 紙器の印刷の仕事に従事する者

842 プロセス製版工

- (含まれる職種) 製版工、写真工、撮影工、マ
スク工、色分解工、網どり工、現像工、焼付工、

ホイラー工、腐食工、ゴム止め工

× (含まれない職種) 修整工、校正刷工、電子製版工、印刷工

仕事の概要

マスキング、色分解、網かけ撮影等の写真を撮影現像し、これを亜鉛板、アルミ板等の金属板に写真原版を焼き付け、多色写真平版印刷用の版を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 割付台紙作成、感光液塗布、焼き付け、現像、染色、腐食、ゴム止め、感脂化处理、膜はがし等の工程に従事する者はすべて含まれる。
- 2) 植版機(コンポーザー)を操作する者も含まれる。

除 外

- 1) 印刷に従事する者
- 2) 電子製版機(バリオクリッシュグラフ等)の操作に従事する者
- 3) 専ら、修整(レタッチ)、はりこみ等の仕事に従事する者
- 4) 専ら、校正刷の仕事に従事する者
- 5) 専ら、単色平版用の製版(色分解を伴わない)の仕事に従事する者

843 オフセット印刷工

× (含まれない職種) グラビア印刷工、写真工(842)、製版工(842)

仕事の概要

亜鉛板、アルミ板等の金属板に印刷しようとする文字や図を焼き付けた版をオフセット印刷機に取り付け、運転、紙差し、紙取り等を行う仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 専ら、金属、布に印刷する仕事に従事する者
- 2) 印刷用の版を製作する仕事に従事する者

844 合成樹脂製品成形工

○ (含まれる職種) セルロイド整形工、ベークライト成形工、可塑性冷間成型工、射出成形工、可塑性プレス成形工、可塑性押出工

× (含まれない職種) 可塑性研磨工、プラスチック袋製造工、セルロイド圧延工、合成樹脂ライニング工、可塑性製品仕上工

仕事の概要

素材の合成樹脂を合成樹脂製品成形機を用いて成形する仕事に従事する者をいう。

説明事項

素材の合成樹脂を注型成形、圧縮成形、押し出し成形、射出成形、イフレーション成形、吹き込み成形、積層成形によって成形する仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 板、棒などに成形したものの切断、せん断、打ち抜き、せん孔、バフ加工、曲げ加工、接合加工等の二次成形の仕事に従事する者
- 2) カレンダー加工、ライニング加工の仕事に従事する者

845 金属・建築塗装工

○ (含まれる職種) 船体塗装工、金属製がん具塗り工、自動車塗装工、金属製品吹付塗装工、鉄道車両塗装工、建築塗装工

× (含まれない職種) ワニス塗装工、看板下塗り、ジャンボづけ工、電線塗装工

仕事の概要

金属面の素地こしらえ(脱脂、さび溶し、化成皮膜処理等)、パテ付け、とぎ等を行い、調合した塗料を噴霧塗装機又ははけを用いて塗装し、みがき等による塗装面の仕上げに従事する者又は建築物の塗装の仕事に従事する者をいう。

説明事項

車両、船舶、航空機、機械、設備、家具、建具、がん具その他各種製品の金属部の塗装の作業で、素地こしらえ、パテ付け、調色、塗り、仕上げのすべての作業のできる者又は建築物の塗装を行う者をいう。

除 外

- 1) 金属面の塗装の仕事に従事している者であっても、専ら、素地こしらえ、パテ付け、とぎ、塗料の調合、塗装、塗装面のみがき等の部分的な工程に従事している者
- 2) 建築物の塗装の仕事に従事している者であっても、下準備である材料の運搬、足場の組立て、さび落とし、洗滌の作業に従事する者
- 3) 専ら、乾燥又は焼付けの仕事に従事する者
- 4) 専ら、広告板等の金属部の塗装を行う者
- 5) 専ら、家具、建具等の木部の塗装の仕事に従事する者

846 機械製図工

○ (含まれる職種) 製図工

× (含まれない職種) 写図工、電気製図工、土木製図工、建築製図工、造船製図工

仕事の概要

製図道具を用い、機械の本体及び構造部品の写図、部品図の作成、組立図の作成、見取図の作成、類似設計等の仕事に従事する者をいう。

説明事項

機械製図工は、設計技術者の補佐的職務を行う者で、時には部品図による材料取り及び重量見積もりの仕事に従事することもある。

除 外

- 1) 専ら、写図の仕事に従事する者
- 2) 専ら、機械製図以外の製図に従事する者

847 ボイラー工

- (含まれる職種) ボイラーマン、汽かん士、ボイラー技士
- × (含まれない職種) ボイラー整備士、ボイラー技士見習

仕事の概要

ボイラー及びボイラー付属装置の運転及び保守の仕事に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づき、ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、一定規模以上のボイラーを取扱うことはできない。
- 2) ボイラーの分解、清浄、手入れの仕事をすることもある。

除 外

専ら、ボイラーの整備の仕事に従事する者

848 クレーン運転工

- (含まれる職種) クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士
- × (含まれない職種) 玉掛け作業員(850)、ウインチ運転士、エレベーター運転手

仕事の概要

クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の運転及び保守の仕事に従事する者をいう。

説明事項

クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置は、それぞれクレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者でなければ運転できない。

除 外

- 1) クレーン等に付属しないウインチの運転の仕事に従事する者
- 2) 玉掛けの仕事のみに従事する者

849 建設機械運転工

- (含まれる職種) 重機械運転工、機械運転工、特殊機械運転工、捲堀工
- × (含まれない職種) 普通貨物自動車運転者(705、709)、ダンプトラック運転者(708)、機関車運転工、機械整備工(823)、削岩工、クレーン運転工(848)

仕事の概要

重機械(パワーショベル、ドラグショベル、ジャンボ、ブルドーザー等)、一般機械(フォークリフト、エレベーター、ウインチ等)の建設機械を運転して、掘削、積込み、運搬などをする仕事

に従事する者をいう。

除 外

- 1) 専ら、機械の監視、誘導、修理などの仕事に従事する者
- 2) 専ら、建物の取り壊し、足場の架設及び除去の仕事に従事する者

850 玉掛け作業員

- (含まれる職種) 玉掛工、スリング掛工
- × (含まれない職種) クレーン運転工(848)

仕事の概要

荷の積みおろし、移動のため、クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置のフックに各種荷物を引掛け、クレーン等の運転者に積みおろしの合図を送る仕事に従事する者をいう。

説明事項

玉掛けの作業は、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)に基づき、都道府県労働局長に当該業務に係る免許を受けた者又は登録を受けた者が行う「玉掛け技能研修」、若しくは、職業能力開発促進法に基づく「玉掛け科の訓練」を修了した者、又は、その他厚生労働大臣が定める者でなければ行うことはできない。

除 外

クレーン等の運転者に荷物の積みおろしの合図を送る仕事のみに従事する者

851 発電・変電工

- (含まれる職種) 火力・水力・原子力発電員、送電員、発電機運転員、火力・水力・原子力発電保守員、変電員、変電保守員、配電盤工
- × (含まれない職種) 配電設備保守員、水門操作員、給水ポンプ作業員

仕事の概要

発電所、変電所、電気動力室において発電、変電、配電装置の操作、監視、点検、保守の仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 専ら、送電線、配電線の架設、修理、巡回、点検などの保守の仕事に従事する者
- 2) 専ら、水路作業、ポンプ復水器等の補機、温水装置の起動、運転、停止の作業及び汽かん作業に従事する者

852 電気工

- (含まれる職種) 電工、電路工、ケーブル接続工、内線工、外線工、高圧線工、配線工
- × (含まれない職種) 電気技術者、電気機械運転工、電気雑役工、電気土工

仕事の概要

屋根の配線又は電気炉、電気照明設備その他の電気通信機械器具の配線、保全の仕事に従事する

者をいう。

除 外

- 1) 専ら、電気機械、電気装置、電気器具などの配線、組み立て、運転、操作又は修理の仕事に従事する者
- 2) 電柱、高圧線などの鉄柱、鉄塔の設置の仕事に従事する者

853 掘削・発破工

- (含まれる職種) 削岩工、掘進員、手掘員
- ×(含まれない職種) 支柱員、坑内運搬員

仕事の概要

坑内又は坑外において、削岩機を用いる仕事又はダイナマイト等火薬による発破作業によって、岩石を破砕し、掘進する仕事に従事する者をいう。

除 外

- 1) 火薬の受渡しの作業又は破砕された岩石を坑外に搬出する仕事に従事する者
- 2) 坑内保安のための支柱の組立て又は軌道、索道の敷設、動力車の運転などの仕事に従事する者

854 型枠大工

- (含まれる職種) 型枠工、金属枠取付工

仕事の概要

木製又は金属製の型枠を用い、コンクリート型枠の組立て、取付け及び除去をする仕事に従事する者をいう。

855 とび工

- (含まれる職種) 杭打ち工、構造物解体工、家屋曳方工

仕事の概要

高所における下記の仕事及びそれに類似する作業に従事する者をいう。

- 1) 鉄筋コンクリート建築及び橋梁建設などにおける足場の組立て、解体及び杭打ちの仕事
- 2) 木造建築における足場、柱の組立て、棟上げの作業又は建造物の移動、解体の仕事
- 3) 架設エレベーター、杭打機、巻き上げ等建設用機械の組立て、据え付けの仕事(時にはウインチ等簡単な機械の操作を行うこともある。)

856 鉄筋工

- (含まれる職種) 鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成型工

仕事の概要

鉄筋の下ごしらえ、組立て(螺線などの組立て、結束)及び加工(鋸、ガスなどによる鉄筋の切断、屈曲、成型)などの仕事に従事する者をいう。

除 外

鉄筋の組み合わせ部分の溶接、鉄筋の運搬、整理の仕事に従事する者

857 大工

- (含まれる職種) 建築大工、堂宮大工、数寄屋大工、造作大工
- ×(含まれない職種) 船大工、車大工、建具大工、大工見習、型枠大工(854)

仕事の概要

家屋、橋梁などの築造、屋内における造作などをする仕事に従事する者をいう。

858 左官

- (含まれる職種) 真壁塗工、モルタル工、プラスター塗工、漆喰塗工、人造石塗工、調剤練工、モルタル防水工
- ×(含まれない職種) アスファルト防水工、タイル張工、れんが積工、コンクリート作業員

仕事の概要

土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石などの壁材料を用いて、壁塗りなどをする仕事に従事する者をいう。

除 外

材料の運搬の作業のみに従事する者又はタイル張り、れんが積み、はり石などにおける目地塗りの仕事に従事する者

859 配管工

- (含まれる職種) 給排水衛生士、冷暖房工
- ×(含まれない職種) 土管・コンクリート管敷設作業員

仕事の概要

建物における給排水、冷暖房、給汽給湯、換気などの設備工事に関する配管及び金属・非金属管の加工、装着などの仕事に従事する者をいう。

除 外

各種の管の埋設のための土砂の掘削の仕事及び溶接、溶断の仕事のみに従事する者

860 はつり工

- (含まれる職種) こわし工

仕事の概要

コンクリート、れんが等構築物の表面のはつり取り、床、壁の穴あけ及びコンクリート壊しの仕事に従事する者をいう。

除 外

石積み作業に伴う石の加工、成型の仕事に従事する者

861 土工

- (含まれる職種) 掘削土工、根切り土工、埋設土工、コンクリート工、ミキサー工
- ×(含まれない職種) コンクリート製品製造工、コンクリートミキサー運転工

仕事の概要

建設現場又は土木工事現場において、ある程度

の技能を要し土砂の掘削、根切り、運搬の作業及び手又は機械によるコンクリート打ちの作業等高度の肉体労働に従事する者をいう。

除 外

技能を必要としない土砂の運搬又は簡単な整地作業のみに従事する者及び練混された生コンクリートを運搬車で運搬する作業又は型枠の組立て、除去の作業のみに従事する者

862 港湾荷役作業員

○（含まれる職種） 船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、上屋作業員

×（含まれない職種） フォークリフト運転者、ウインチ運転工

仕事の概要

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み、若しくは取卸しの仕事、上屋などの荷さばき場への搬入、搬出、若しくは荷さばきの仕事に従事する者、又はふ頭、倉庫、トラック、貨車などの間で貨物の運搬、積み卸しの仕事に従事する者をいう。

除 外

1) 専ら、フォークリフトの運転、ウインチの運転に従事する者

2) 専ら、貨物の保管の仕事に従事する者

863 ビル清掃員

○（含まれる職種） 床掃除人、内壁掃除人、床洗浄人、階段みがき人

×（含まれない職種） ガラス掃除人、窓ガラスふき作業員、煙突掃除人、ビル外装清掃員

仕事の概要

事務所、ビル、その他建物の床、内壁等の清掃に従事する者をいう。

説明事項

建物内で、ほうき、はたき、電気掃除機などを使ってゴミをとり、洗剤をブラシやぬれ雑きん（モップ等）につけて床や内壁を洗い、よごれを落とし、ワックス、樹脂等をつけてクリーナーでみがく仕事に従事する者をいう。

除 外

1) 専ら、ガラス掃除に従事する者

2) 専ら、外壁の掃除に従事する者

3) 専ら、煙突の掃除に従事する者

864 用務員

○（含まれる職種） 雑役夫

×（含まれない職種） 守衛(602)、給仕従事者(505)、秘書、運搬夫、受付、ビル清掃員(863)

仕事の概要

事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、

発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者をいう。

除 外

1) 専ら、守衛、給仕従業者、秘書、運搬夫、受付等の一定の仕事に従事する者

2) 専ら、掃除だけに従事する者

参考2 満年齢・勤続年数早見表

(平成25年6月30日現在)

生 年 月 日	満年齢・ 勤続年数	生 年 月 日	満年齢・ 勤続年数
入 社 年 月 日		入 社 年 月 日	
年月日 年月日	歳年	年月日 年月日	歳年
昭和 10. 7. 1～ 11. 6. 30	77	昭和 49. 7. 1～ 50. 6. 30	38
昭和 11. 7. 1～ 12. 6. 30	76	昭和 50. 7. 1～ 51. 6. 30	37
昭和 12. 7. 1～ 13. 6. 30	75	昭和 51. 7. 1～ 52. 6. 30	36
昭和 13. 7. 1～ 14. 6. 30	74	昭和 52. 7. 1～ 53. 6. 30	35
昭和 14. 7. 1～ 15. 6. 30	73	昭和 53. 7. 1～ 54. 6. 30	34
昭和 15. 7. 1～ 16. 6. 30	72	昭和 54. 7. 1～ 55. 6. 30	33
昭和 16. 7. 1～ 17. 6. 30	71	昭和 55. 7. 1～ 56. 6. 30	32
昭和 17. 7. 1～ 18. 6. 30	70	昭和 56. 7. 1～ 57. 6. 30	31
昭和 18. 7. 1～ 19. 6. 30	69	昭和 57. 7. 1～ 58. 6. 30	30
昭和 19. 7. 1～ 20. 6. 30	68	昭和 58. 7. 1～ 59. 6. 30	29
昭和 20. 7. 1～ 21. 6. 30	67	昭和 59. 7. 1～ 60. 6. 30	28
昭和 21. 7. 1～ 22. 6. 30	66	昭和 60. 7. 1～ 61. 6. 30	27
昭和 22. 7. 1～ 23. 6. 30	65	昭和 61. 7. 1～ 62. 6. 30	26
昭和 23. 7. 1～ 24. 6. 30	64	昭和 62. 7. 1～ 63. 6. 30	25
昭和 24. 7. 1～ 25. 6. 30	63	昭和 63. 7. 1～ 元. 6. 30	24
昭和 25. 7. 1～ 26. 6. 30	62	平成 元. 7. 1～ 2. 6. 30	23
昭和 26. 7. 1～ 27. 6. 30	61	平成 2. 7. 1～ 3. 6. 30	22
昭和 27. 7. 1～ 28. 6. 30	60	平成 3. 7. 1～ 4. 6. 30	21
昭和 28. 7. 1～ 29. 6. 30	59	平成 4. 7. 1～ 5. 6. 30	20
昭和 29. 7. 1～ 30. 6. 30	58	平成 5. 7. 1～ 6. 6. 30	19
昭和 30. 7. 1～ 31. 6. 30	57	平成 6. 7. 1～ 7. 6. 30	18
昭和 31. 7. 1～ 32. 6. 30	56	平成 7. 7. 1～ 8. 6. 30	17
昭和 32. 7. 1～ 33. 6. 30	55	平成 8. 7. 1～ 9. 6. 30	16
昭和 33. 7. 1～ 34. 6. 30	54	平成 9. 7. 1～ 10. 6. 30	15
昭和 34. 7. 1～ 35. 6. 30	53	平成 10. 7. 1～ 11. 6. 30	14
昭和 35. 7. 1～ 36. 6. 30	52	平成 11. 7. 1～ 12. 6. 30	13
昭和 36. 7. 1～ 37. 6. 30	51	平成 12. 7. 1～ 13. 6. 30	12
昭和 37. 7. 1～ 38. 6. 30	50	平成 13. 7. 1～ 14. 6. 30	11
昭和 38. 7. 1～ 39. 6. 30	49	平成 14. 7. 1～ 15. 6. 30	10
昭和 39. 7. 1～ 40. 6. 30	48	平成 15. 7. 1～ 16. 6. 30	9
昭和 40. 7. 1～ 41. 6. 30	47	平成 16. 7. 1～ 17. 6. 30	8
昭和 41. 7. 1～ 42. 6. 30	46	平成 17. 7. 1～ 18. 6. 30	7
昭和 42. 7. 1～ 43. 6. 30	45	平成 18. 7. 1～ 19. 6. 30	6
昭和 43. 7. 1～ 44. 6. 30	44	平成 19. 7. 1～ 20. 6. 30	5
昭和 44. 7. 1～ 45. 6. 30	43	平成 20. 7. 1～ 21. 6. 30	4
昭和 45. 7. 1～ 46. 6. 30	42	平成 21. 7. 1～ 22. 6. 30	3
昭和 46. 7. 1～ 47. 6. 30	41	平成 22. 7. 1～ 23. 6. 30	2
昭和 47. 7. 1～ 48. 6. 30	40	平成 23. 7. 1～ 24. 6. 30	1
昭和 48. 7. 1～ 49. 6. 30	39	平成 24. 7. 1～ 25. 6. 30	0

注) 満年齢早見表として見る場合、各満年齢に対応する生年月日の始まりの月日を「7. 2」、終わりを「7. 1」(平成25年を除く。)に読み替える。

参考3 関係法令の抜粋

統計法（平成19年法律第53号）

（定義）

第二条（前略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

（後略）

（基本理念）

第三条（前略）

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（後略）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（後略）

（統計調査員）

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（後略）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、（後略）

（調査票情報等の利用の制限）

第四十条 行政機関の長（中略）は、この法律（中略）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（後略）

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取り扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務

二～六（略）

（罰則）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三（略）

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四（略）